

知多南部地域 循環型社会形成推進地域計画 第二期

知多南部広域環境組合

(2市3町・2組合)

半田市・常滑市・南知多町・美浜町・武豊町

常滑武豊衛生組合・知多南部衛生組合)

平成 24 年 10 月 (平成 25 年 12 月変更)
(平成 26 年 12 月変更)
(平成 27 年 12 月変更)
(平成 28 年 12 月変更)
(平成 29 年 12 月変更)

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	- 1 -
(1) 対象地域.....	- 1 -
(2) 計画期間.....	- 1 -
(3) 基本的な方向.....	- 1 -
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	- 3 -
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	- 3 -
(2) 一般廃棄物等の処理の目標.....	- 7 -
3. 施策の内容.....	- 13 -
(1) 発生抑制・再使用の推進.....	- 13 -
(2) 処理体制.....	- 23 -
(3) 処理施設の整備.....	- 25 -
(4) 施設整備に関する計画支援事業.....	- 26 -
(5) その他の施策.....	- 26 -
4. 計画のフォローアップと事後評価.....	- 29 -
(1) 計画のフォローアップ.....	- 29 -
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	- 29 -
添付資料.....	- 30 -
別添 1 対象地域図.....	- 30 -
別添 2 一般廃棄物等の処理の現状と目標の設定に関するグラフ.....	- 31 -
別添 3 処理体制の現状と将来.....	- 35 -
別添 4 現有施設の概要.....	- 38 -
様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1（平成 22 年度）.....	- 42 -
別添 5 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ.....	- 50 -
別添 6 地域内の施設の現況と予定(位置図).....	- 54 -
様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2（平成 22 年度）.....	- 55 -
様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧.....	- 56 -
参考資料様式 2 施設概要(熱回収施設系).....	- 62 -
参考資料様式 6 計画支援概要.....	- 63 -
参考資料様式 1 施設概要(リサイクル施設系).....	- 64 -
参考資料様式 6 計画支援概要.....	- 65 -

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

◇構成市町名：半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町

◇面積：213.32k m²

◇人口：262,698 人

内訳

市町村	半田市	常滑市	武豊町	南知多町	美浜町
		(常滑武豊衛生組合)		(知多南部衛生組合)	
面積(k m ²)	47.24	55.63	25.82	38.24	46.39
人口(人)	120,052	55,814	42,517	20,726	23,589

※1 人口については、平成 23 年 3 月末日現在

※2 常滑市・武豊町：常滑武豊衛生組合、南知多町・美浜町：知多南部衛生組合、対象地域は、半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町（以下、「2 市 3 町」という。）から構成される『知多南部地域ごみ処理広域化ブロック』とする。2 市 3 町は、知多半島の南部に位置し、西海岸から東海岸へ半島を横断するように立地している。

(2) 計画期間

知多南部地域循環型社会形成推進地域計画（以下、「本計画」という。）は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とし、目標年度を平成 30 年度とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

第一期知多南部地域循環型社会形成推進地域計画（H18.4.1～H25.3.31）における進捗は、熱回収施設に関する支援業務（施設整備基本計画、PFI 導入可能性調査、熱回収施設の整備事業及び運営維持管理業務の発注支援（一部）、測量調査、地質調査、環境影響評価調査（調査部分））が終了している状況である。

今回の第二期知多南部地域循環型社会形成推進地域計画においては、環境影響評価調査や整備事業及び運営維持管理業務の発注支援を行う計画である。

全体としては、平成 18 年度から平成 29 年度までの計 12 ヶ年度事業となる。

(3) 基本的な方向

知多南部地域の南側は、海や山の豊かな自然に恵まれ、三河湾国定公園及び南知多県立自然公園として風光明媚な景観を形成するほか、海水浴、潮干狩り、釣り、みかん狩り、地引き網などマリンレジャーや農漁業体験の拠点となっている。一方、北側には、自動車電子部品、鉄鋼などの高度技術産業のほか、電力等のエネルギー産業などが立地しており、ものづくり現場の見学施設や企業博物館も数多くある。このように、知多南部地域は自然豊かな地域であるとともに、古くから「ものづくり」の歴史も有している地域であることから、広範な地域特性を生かして、広域的な地産地消型の循環を目指している。

近年では、2005 年 2 月 17 日、常滑市に位置する中部国際空港が開港し、世界各都市や国

内の数多くの都市と結ばれたことで、国際物流、ビジネス交流など国際交流の空の玄関にふさわしい役割を果たすことが期待されている。

ごみ処理行政においては、半田市は、現在単独でごみ処理事業を行っているが、焼却施設の老朽化に伴い、施設の更新が必要となっている。常滑市と武豊町は常滑武豊衛生組合としてごみ処理事業を行っており、同様に焼却施設の老朽化による更新が必要となっている。南知多町と美浜町も知多南部衛生組合としてごみ処理事業を行っている。焼却施設は平成 10 年度から稼働しているが、効率的な処理を行うため、半田市、常滑市、武豊町とともに広域処理を行う焼却施設を整備する必要がある。

本計画は、2 市 3 町の広域的なごみ処理を行うことで廃棄物の減量や資源化を効率的に推進し循環型社会の構築を図るものである。

なお、熱回収施設の稼働後、2 市 3 町の既存の焼却施設は廃止する計画である。南知多町、美浜町は熱回収施設までの効率な運搬を行うため、中継施設を整備する計画である。

また、今後は、熱回収施設同様、効率的な整備・運営を志向した次期リサイクルプラザ（不燃粗大ごみ処理施設）についても検討を行う予定である。

なお、南知多町では、平成 14 年に閉鎖した両島のごみ焼却施設及びし尿焼却施設を解体し、その跡地に両島におけるごみの減量化及び再資源化の推進を図るため、紙や缶、ビン、ペットボトルなどの資源ごみ回収用のストックヤード等の施設を建設するための検討をしていく。

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

総排出量は、「集団回収量」も含めて、110,781 トンであり、再利用される「総資源化量」は、22,917 トン、リサイクル率(= (「直接資源化量」+「中間処理後の再生利用量」+「集団回収量」) / (「ごみ排出量」+「集団回収量」))は、20.7%である。

中間処理による「減量化量」は71,409トンであり、「集団回収量」を除いた「排出量」の69.9%が減量化されている。「集団回収量」を除いた「排出量」の16.1%にあたる16,455トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、直接焼却量は 84,835 トンである。半田市クリーンセンターは隣接する温水プールに蒸気供給を行っており、知多南部クリーンセンターでは場内で温水利用を図っている。

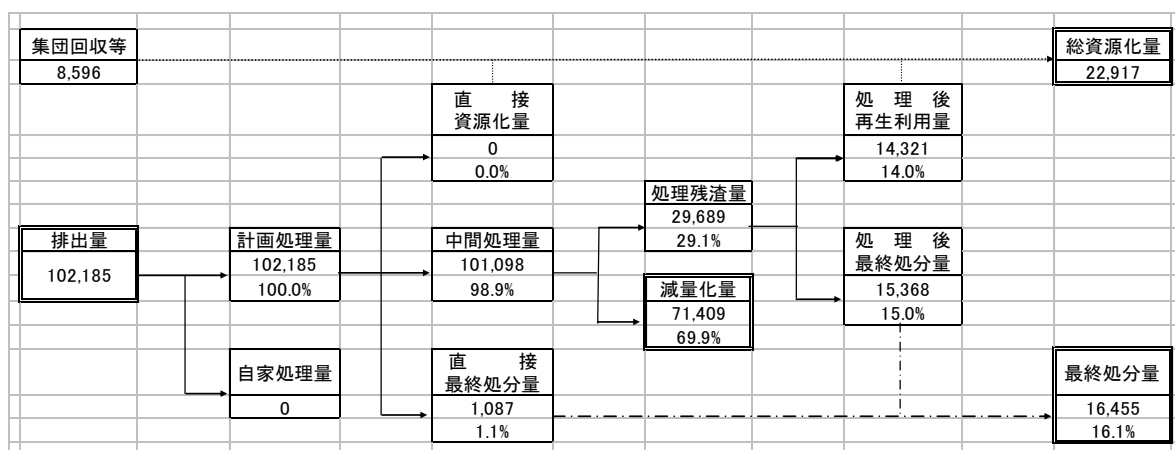


図 2-1 2 市 3 町（半田市・常滑市・武豊町・南知多町・美浜町の合計）
排出、処理状況（平成 22 年度）（単位：t／年）

※数値は、表示未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがある。

[illegible]

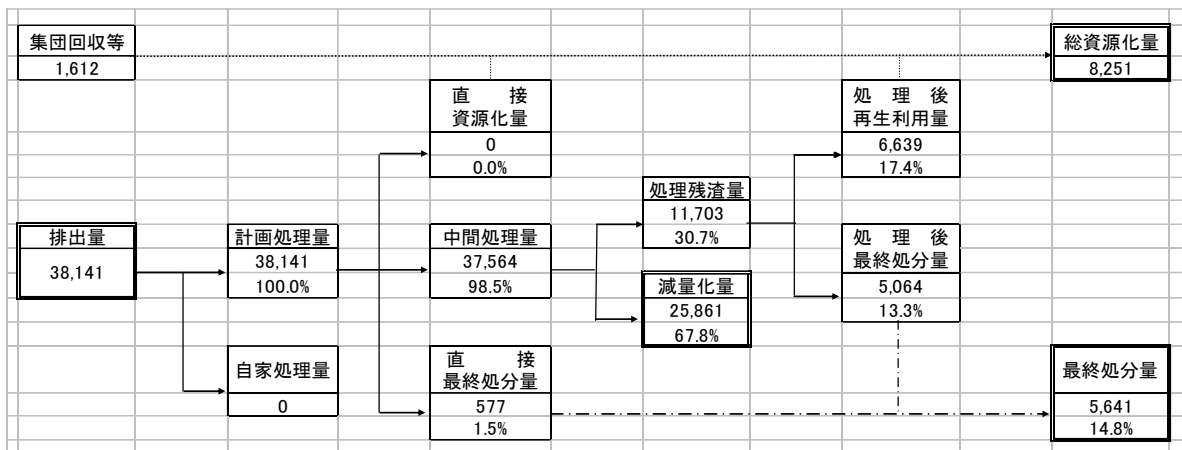


図 2-3 常滑武豊衛生組合(常滑市・武豊町の合計)
排出、処理状況(平成 22 年度)(単位: t/年)

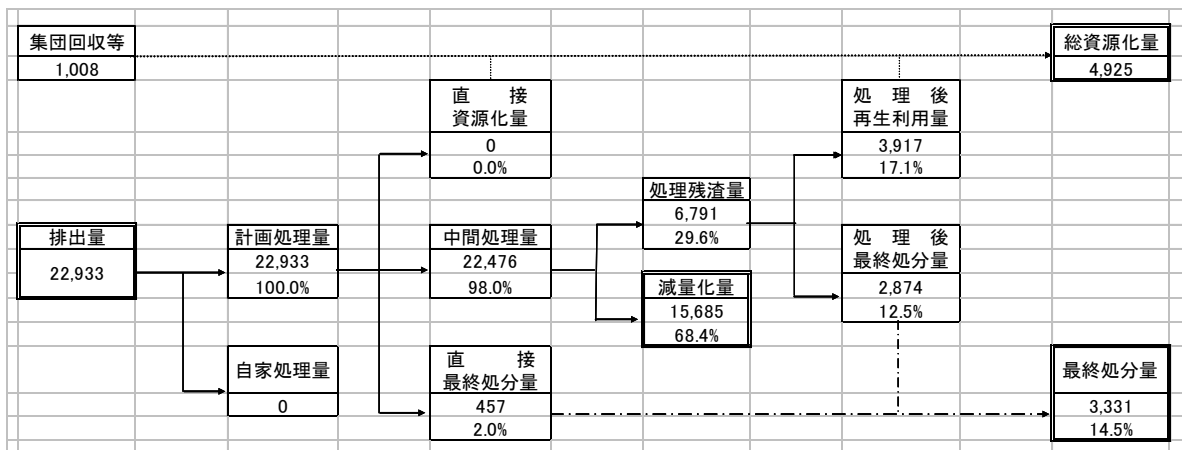


図 2-4 常滑市の排出、処理状況(平成 22 年度)(単位: t/年)

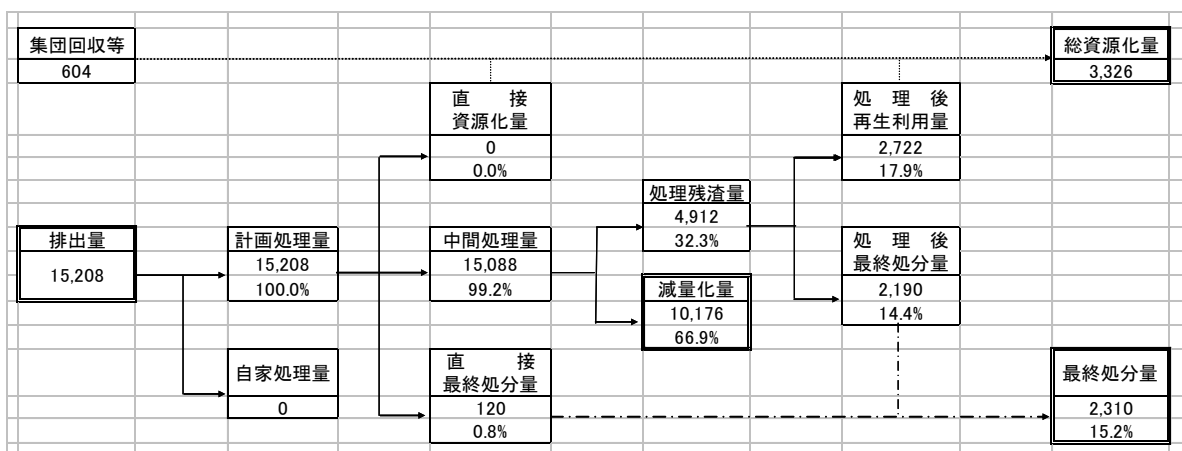


図 2-5 武豊町の排出、処理状況(平成 22 年度)(単位: t/年)

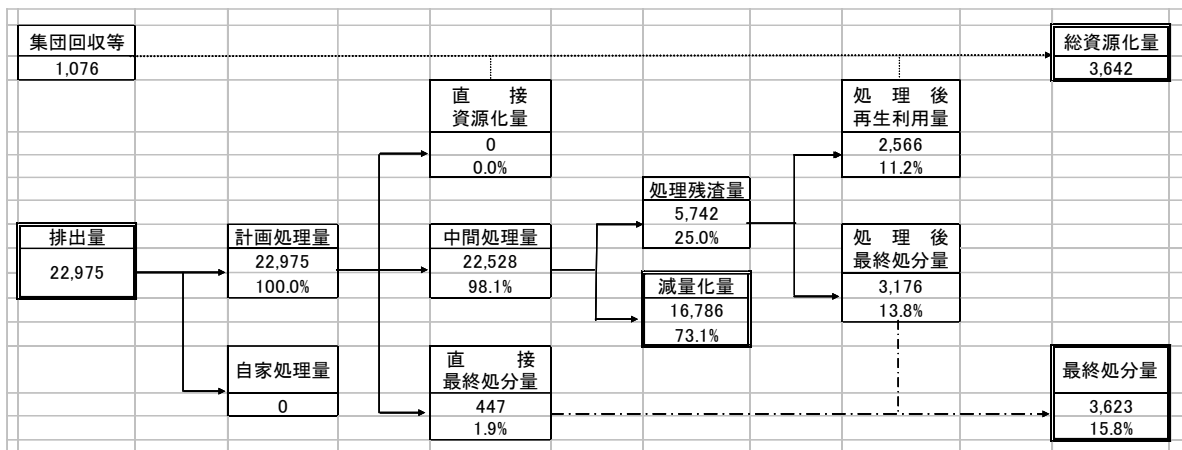


図 2-6 知多南部衛生組合（南知多町・美浜町の合計）

排出、処理状況（平成 22 年度）（単位：t／年）

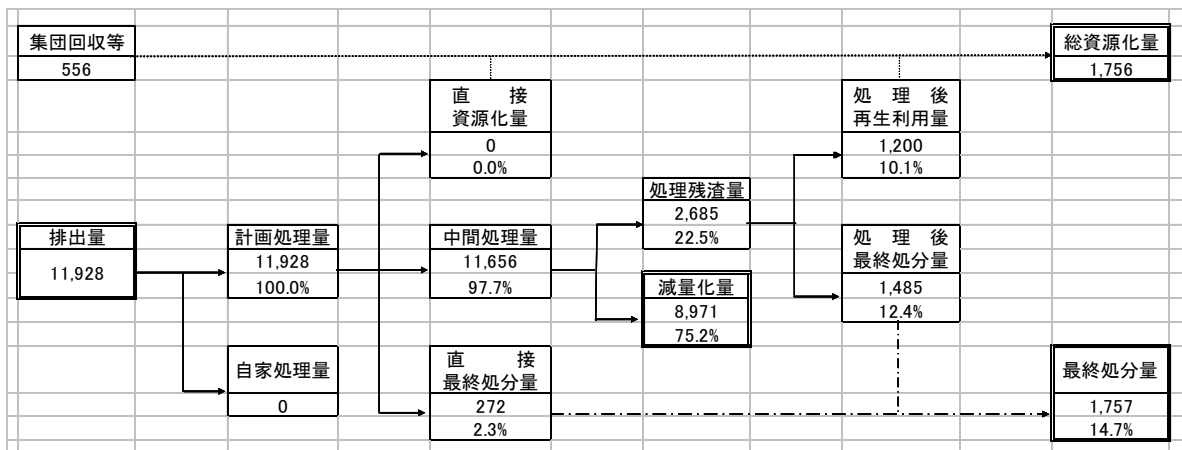


図 2-7 南知多町の排出、処理状況（平成 22 年度）（単位：t／年）

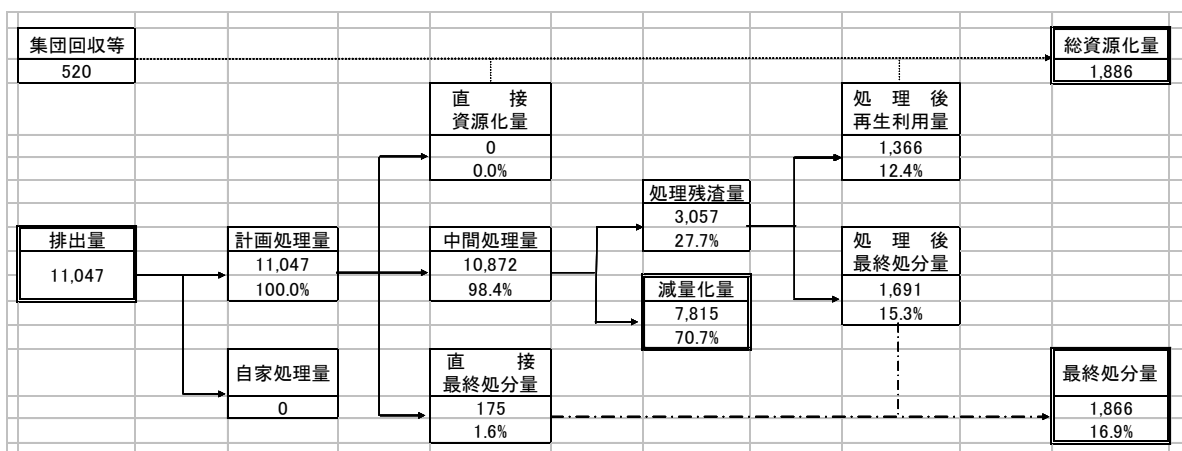


図 2-8 美浜町の排出、処理状況（平成 22 年度）（単位：t／年）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

2市3町では、国の基本的な方針や愛知県一般廃棄物処理計画等を踏まえ、ごみの発生抑制を中心としたごみ減量化・資源化計画の施策や最終処分対象物の資源化等の施策を積極的に推進する。

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2-1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

※別添2に一般廃棄物等の処理の現状と目標の設定に関するグラフを示す。

表2-1 2市3町（半田市・常滑市・武豊町・南知多町・美浜町の合計）

減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標			実績（割合※1）		目標（割合※1）	
			平成22年度		平成30年度	
排 出 量	事業系	排出量（トン）	30,059		27,780	（直近比-7.6%）
		1事業所当たりの排出量（トン／事業所）※2	2.1		1.9	
	家庭系	排出量（トン）	72,126		65,225	（直近比-9.6%）
		1人当たりの排出量（kg／人）※3	239		195	
	合計	事業系家庭系排出量合計（トン）	102,185		93,005	（直近比-9.0%）
再 生 利 用 量	直接資源化量（トン）		0		0	（0.0%）
	総資源化量（トン）		22,917		28,392	（27.7%）
	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）		—		—	
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）		71,409		64,769	（69.6%）
最 終 処 分 量 ※4	埋立最終処分量（トン）				9,608	（9.9%）
			(16,455)		(9,241)	

※1 排出量は現状に対する割合、総資源化量は、排出量と集団回収量の和に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2(1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3(1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

※4()内は脱水汚泥の焼却残渣を含まない最終処分量

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみ量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]

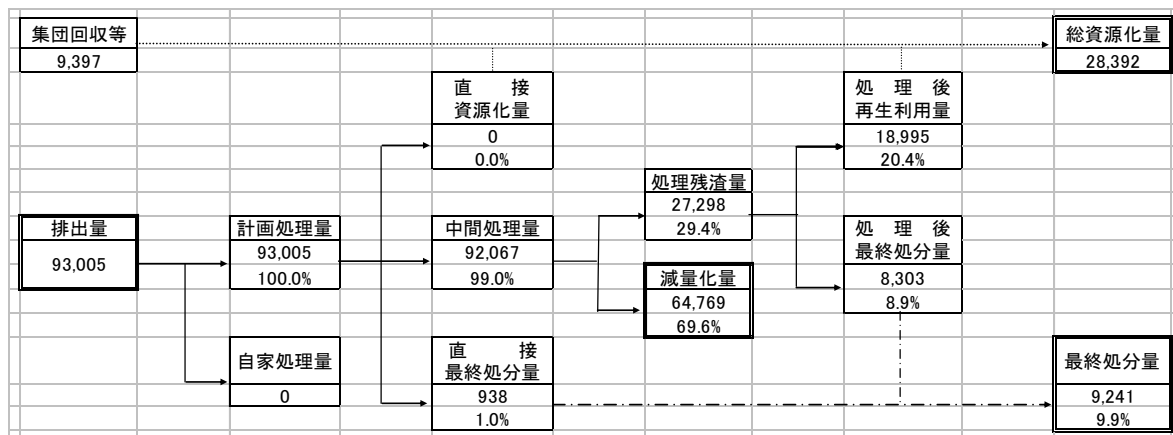


図2-9 2市3町（半田市・常滑市・武豊町・南知多町・美浜町の合計）

目標達成時の一般廃棄物の処理状況（平成30年度）（単位：t／年）

表 2-2 半田市の減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標			実績（割合※1）		目標（割合※1）	
			平成 22 年度		平成 30 年度	
排 出 量	事業系	排出量（トン）	10,855		9,858	（直近比-9.2%）
		1 事業所当たりの排出量（トン／事業所）※2	1.5		1.4	
	家庭系	排出量（トン）	30,214		27,404	（直近比-9.3%）
		1 人当たりの排出量（k g／人）※3	233		192	
	合計	事業系家庭系排出量合計（トン）	41,069		37,262	（直近比-9.3%）
再 生 利 用 量	直接資源化量（トン）		0	（0.0%）	0	（0.0%）
	総資源化量（トン）		11,024	（23.5%）	13,106	（30.1%）
	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）		—		—	
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）		28,762	（70.0%）	27,007	（72.5%）
最 終 処 分 量	埋立最終処分量（トン）		7,191	（17.5%）	3,411	（9.2%）

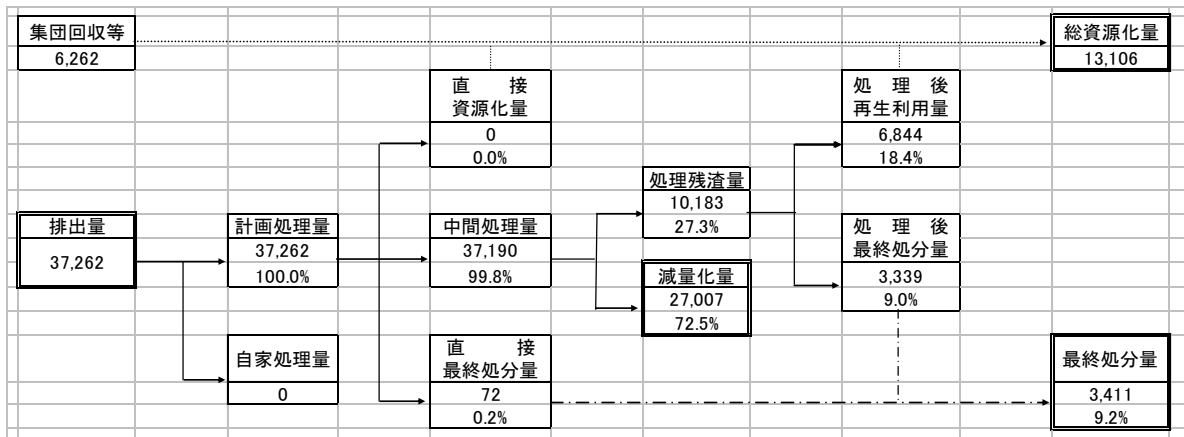


図 2-10 半田市の目標達成時の一般廃棄物の処理状況（平成 30 年度）（単位：t／年）

※数値は、表示未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがある。

表 2-3 常滑武豊衛生組合(常滑市・武豊町の合計)の減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標			実績 (割合※1)		目標 (割合※1)	
			平成 22 年度		平成 30 年度	
排 出 量	事業系	排出量 (トン)	9,821		9,415	(直近比-4.1%)
		1 事業所当たりの排出量 (トン/事業所) ※2	2.1		2.0	
	家庭系	排出量 (トン)	28,320		25,692	(直近比-9.3%)
		1 人当たりの排出量 (k g/人) ※3	236		192	
	合計	事業系家庭系排出量合計 (トン)	38,141		35,107	(直近比-8.0%)
再 生 利 用 量	直接資源化量 (トン)		0	(0.0%)	0	(0.0%)
	総資源化量 (トン)		8,251	(20.8%)	9,675	(26.3%)
	熱回収量 (年間の発電電力量 MWh)		—		—	
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)		25,861	(67.8%)	23,499	(66.9%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量 (トン)		5,641	(14.8%)	3,591	(10.2%)

表 2-4 常滑市の減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標			実績 (割合※1)		目標 (割合※1)	
			平成 22 年度		平成 30 年度	
排 出 量	事業系	排出量 (トン)	6,692		6,480	(直近比-3.2%)
		1 事業所当たりの排出量 (トン/事業所) ※2	2.1		2.0	
	家庭系	排出量 (トン)	16,241		14,095	(直近比-13.2%)
		1 人当たりの排出量 (k g/人) ※3	244		192	
	合計	事業系家庭系排出量合計 (トン)	22,933		20,575	(直近比-10.3%)
再 生 利 用 量	直接資源化量 (トン)		0	(0.0%)	0	(0.0%)
	総資源化量 (トン)		4,925	(20.6%)	5,508	(25.3%)
	熱回収量 (年間の発電電力量 MWh)		—		—	
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)		15,685	(68.4%)	14,058	(68.3%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量 (トン)		3,331	(14.5%)	2,195	(10.7%)

表 2-5 武豊町の減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標			実績 (割合※1)		目標 (割合※1)	
			平成 22 年度		平成 30 年度	
排 出 量	事業系	排出量 (トン)	3,129		2,935	(直近比-6.2%)
		1 事業所当たりの排出量 (トン/事業所) ※2	2.2		1.9	
	家庭系	排出量 (トン)	12,079		11,597	(直近比-4.0%)
		1 人当たりの排出量 (k g/人) ※3	225		194	
	合計	事業系家庭系排出量合計 (トン)	15,208		14,532	(直近比-4.4%)
再 生 利 用 量	直接資源化量 (トン)		0	(0.0%)	0	(0.0%)
	総資源化量 (トン)		3,326	(21.0%)	4,167	(27.8%)
	熱回収量 (年間の発電電力量 MWh)		—		—	
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)		10,176	(66.9%)	9,441	(65.0%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量 (トン)		2,310	(15.2%)	1,396	(9.6%)

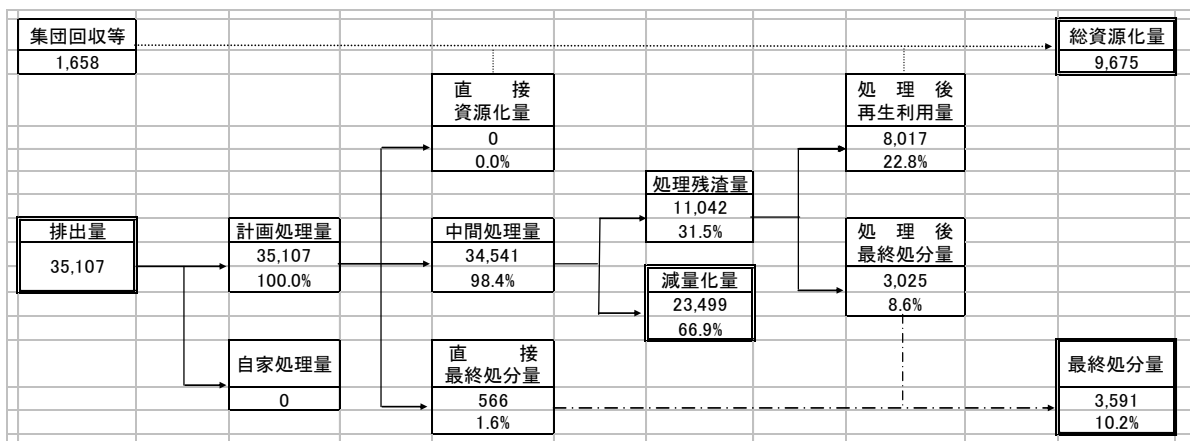


図 2-11 常滑武豊衛生組合(常滑市・武豊町の合計)

目標達成時の一般廃棄物の処理状況 (平成 30 年度) (単位: t / 年)

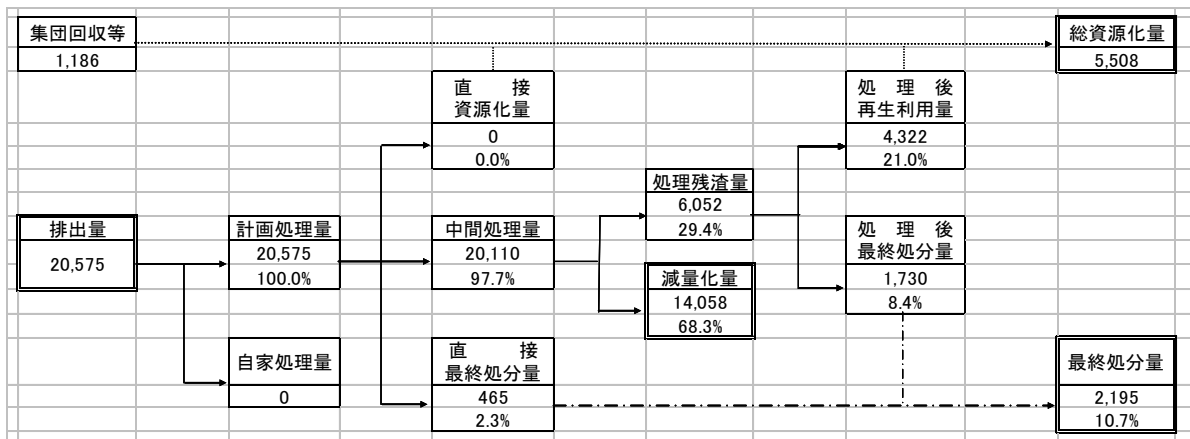


図 2-12 常滑市の目標達成時の一般廃棄物の処理状況 (平成 30 年度) (単位: t / 年)

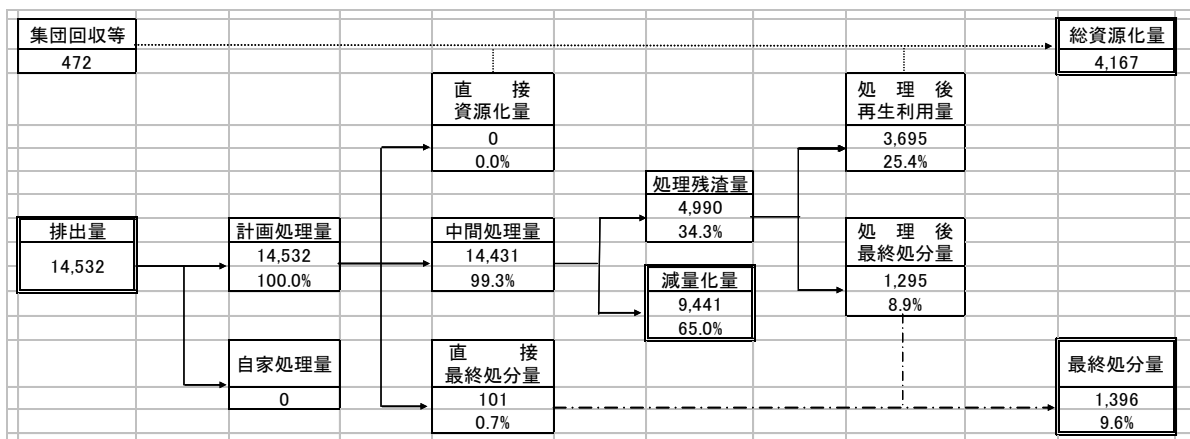


図 2-13 武豊町の目標達成時の一般廃棄物の処理状況 (平成 30 年度) (単位: t / 年)

表 2-6 知多南部衛生組合(南知多町・美浜町の合計)の減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標			実績（割合※1）		目標（割合※1）	
			平成 22 年度		平成 30 年度	
排 出 量	事業系	排出量（トン）	9,383		8,507	（直近比・9.3%）
		1 事業所当たりの排出量（トン／事業所）※2	3.2		2.9	
	家庭系	排出量（トン）	13,592		12,129	（直近比・10.8%）
		1 人当たりの排出量（k g／人）※3	260		207	
	合計	事業系家庭系排出量合計（トン）	22,975		20,636	（直近比・10. 2%）
再 生 利 用 量	直接資源化量（トン）		0	（0.0%）	0	（0. 0%）
	総資源化量（トン）		3,642	（15.1%）	5,611	（25.4%）
	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）		—		—	
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）		16,786	（73.1%）	14,263	（69.1%）
最 終 処 分 量	埋立最終処分量（トン）		3,623	（15.8%）	2,239	（10.8%）

表 2-7 南知多町の減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標			実績（割合※1）		目標（割合※1）	
			平成 22 年度		平成 30 年度	
排 出 量	事業系	排出量（トン）	5,225		4,854	（直近比・7.1%）
		1 事業所当たりの排出量（トン／事業所）※2	3.1		2.7	
	家庭系	排出量（トン）	6,703		5,447	（直近比・18.7%）
		1 人当たりの排出量（k g／人）※3	276		199	
	合計	事業系家庭系排出量合計（トン）	11,928		10,301	（直近比・13. 6%）
再 生 利 用 量	直接資源化量（トン）		0	（0.0%）	0	（0. 0%）
	総資源化量（トン）		1,756	（14.1%）	2,690	（24.2%）
	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）		—		—	
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）		8,971	（75.2%）	7,425	（72.1%）
最 終 処 分 量	埋立最終処分量（トン）		1,757	（14.7%）	1,010	（9.8%）

表 2-8 美浜町の減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標			実績（割合※1）		目標（割合※1）	
			平成 22 年度		平成 30 年度	
排 出 量	事業系	排出量（トン）	4,158		3,653	（直近比・12.1%）
		1 事業所当たりの排出量（トン／事業所）※2	3.3		3.2	
	家庭系	排出量（トン）	6,889		6,682	（直近比・3.0%）
		1 人当たりの排出量（k g／人）※3	246		212	
	合計	事業系家庭系排出量合計（トン）	11,047		10,335	（直近比・6. 4%）
再 生 利 用 量	直接資源化量（トン）		0	（0.0%）	0	（0. 0%）
	総資源化量（トン）		1,886	（16.3%）	2,921	（26.6%）
	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）		—		—	
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）		7,815	（70.7%）	6,838	（66.2%）
最 終 処 分 量	埋立最終処分量（トン）		1,866	（16.9%）	1,229	（11.9%）

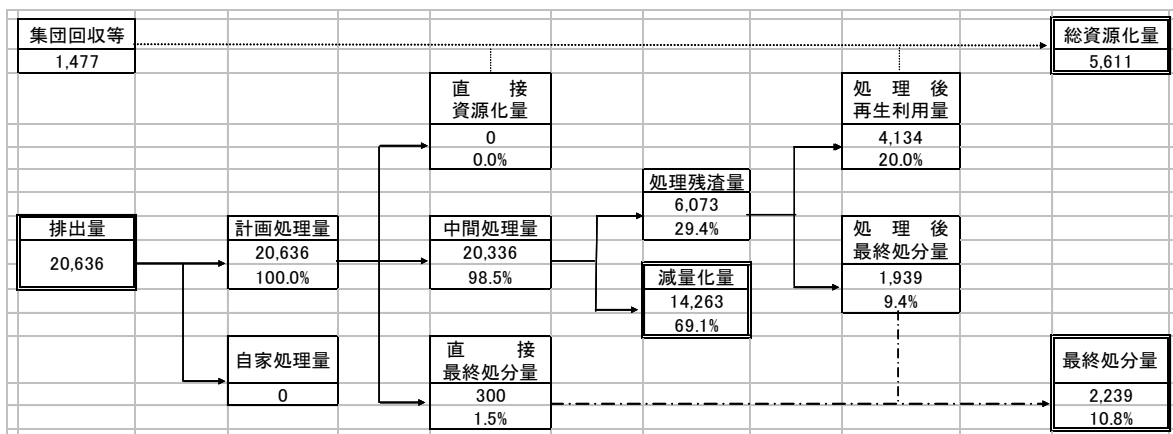


図 2-14 知多南部衛生組合(南知多町・美浜町の合計)

目標達成時の一般廃棄物の処理状況 (平成 30 年度) (単位 : t / 年)

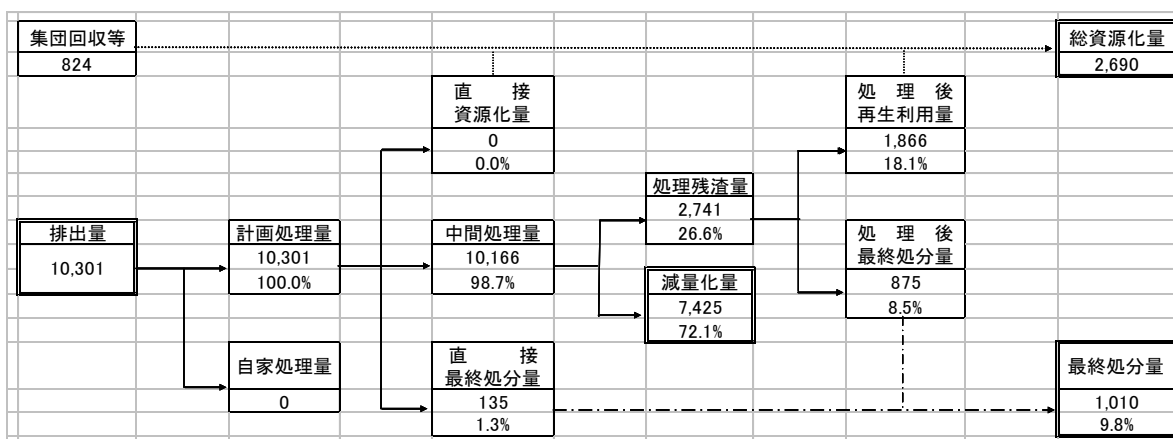


図 2-15 南知多町の目標達成時の一般廃棄物の処理状況 (平成 30 年度) (単位 : t / 年)

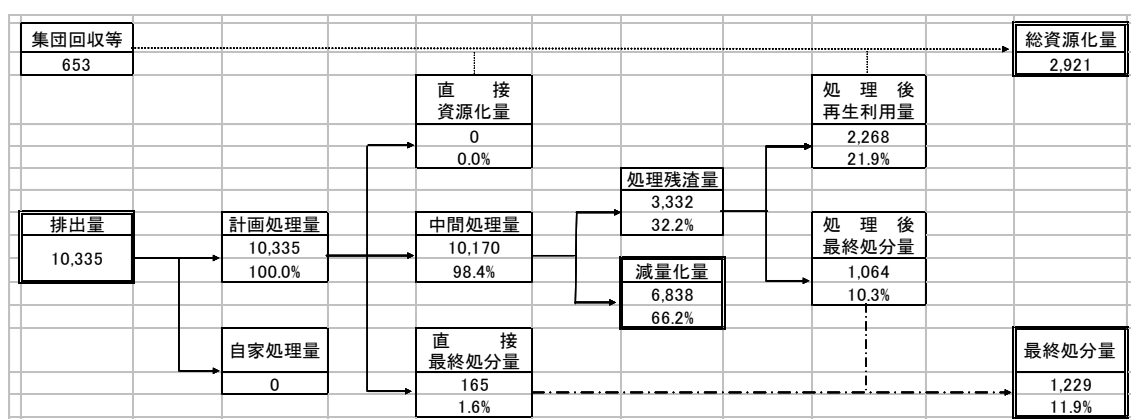


図 2-16 美浜町の目標達成時の一般廃棄物の処理状況 (平成 30 年度) (単位 : t / 年)

3. 施策の内容

循環型社会形成基本法の考え方に基づき、第一に、ごみの発生抑制（リデュース）を促進する。ごみの発生抑制を促進するためには、住民及び事業者の理解と協力が必要なため、啓発事業を中心とした施策を行うものとする。

第二に、生活及び事業所で不要になったものについては、極力、住民及び事業所間で再利用（リユース）できるように、その様な場所や機会の創出を図る。

第三に、再利用もできないものについては、多様な資源化を目指すことで、効率的に再生利用（リサイクル）することに努めることを推進する。

現状のごみ処理における課題を踏まえた上で、排出抑制・減量化に向けた基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 発生抑制・再利用の推進

【2市3町の施策】

① 生活系—発生抑制（リデュース）の促進のための方策

住民の中では、ごみの発生抑制に関する取り組みが少しずつ広まってきているものの、住民の自発的な行動や、ごみに対する意識の高い住民の努力によるところが大きい。

従って、2市3町における広域的な住民の取り組みとしては、家庭でできる取り組みや、学校などにおける環境教育、住民中心の広報啓発活動等を支援することにある。

また、生活系ごみの排出抑制及び減量化について協力、協働関係にある行政、事業者が、家庭内の活動を支援してごみの発生抑制を促進させる取り組みを以下に示す。

□「ごみとなるものを持ち込まない」取り組みの推進

すぐにごみになるものを家庭に持ち込まないことが発生回避、発生抑制につながるため、レジ袋をもらわない、使い捨て製品や容器などをできるだけ買わない、製品寿命の長いものを選択する、量り売りなどを積極的に利用する、など「すぐにごみになるものを買わない・もらわない・持ち込まない」生活スタイルを住民に啓発（広報誌・ホームページによる情報公開、リーフレット等の配布、住民説明会の開催等）し、推進する。

そのため、事業者には、製造、販売における、レジ袋の有料化、ごみとなりにくい容器・包装の採用など、“すぐにごみになるものを売らない・つくらない・持ち込まない”販売スタイルへの取り組みを指導する。

□「食べ物をムダにしない（生ごみの発生抑制）」取り組みの推進

生ごみは一般的に水分が多く、重量比では発生ごみ量の大部分を占めるものである。そのため、生ごみの水切りをすることは発生抑制、減量化の有効な手段の一つである。

また、生ごみのうち、食べ残しや調理くず、賞味期限切れなどによるごみについては、家庭内の努力によって発生抑制が可能なことから、住民へ啓発することで、生ごみの発生抑制を図る。

その他、生ごみの発生を抑制するための施策の一つとして、家庭への生ごみ処理機等の普及を促すため、助成金などにより支援する。

□「ものを大事にする（長期利用）」取り組みの推進

すぐにごみとして廃棄するのではなく、ものを大切に、可能な限り長く利用することを、

住民へ啓発（広報誌・ホームページによる情報公開、リーフレット等の配布、住民説明会の開催等）する。

具体的には、家具などを修理・補修することによって、まだ使うことのできるものを長期利用して、ごみの発生抑制を行うことなどの推進を図る。

□「ごみをなるべく少なくすることの大切さを実感する」取り組みの推進

現状のごみ処理施設の見学やリサイクル体験教室等に住民が参加することで、ごみ処理の現状やリサイクルの大切さを住民が理解できるような場を創出する。

② 事業系—発生抑制の促進のための方策の推進

事業者自らが廃棄物の発生を抑制するために、圧縮や脱水などの中間処理を行って減量化を図るように指導する。

また、事業者を指導するにあたっては、多量排出事業者に対しては発生抑制のためのマニュアルづくりや、ISO14000 シリーズの取得、エコアクション 21 の取得などを推進し、発生量の少ない事業者に対しても、商工会など事業者団体と連携しながら、効果的な発生抑制のための指導を行う。

③ 生活系—再使用（リユース）の促進のための方策

ごみの発生抑制と同様に、再使用を促進していくためには、住民が生活していく中で実践する活動が主流となるため、住民の取り組みとその支援策について示す。

□「使わなくなったものを有効に利用する」取り組みの推進

家庭の中で使わなくなったものをリサイクルショップや古本屋、古着屋、フリーマーケットなどを通じて、譲渡、販売、交換等を行い、再使用される量の増加を図る。

□「使わなくなったものをリフォームする」取り組みの推進

着なくなった服をリフォームして自ら再使用するなど、発生抑制と同様に長期利用を図るほか、衣類やタオル等を捨てる前に雑巾等として再使用するなど、ものを再使用することを心がける。

□「再度利用できる容器（リターナブルびん等）を使う」取り組みの推進

リターナブルびんや詰め替えが可能な商品など、再使用が可能な製品を積極的に利用するよう周知を図り、再使用の推進を図る。

④ 事業系—再使用（リユース）の促進のための方策

事業者が自らの廃棄物について、資源として使用可能なものは資源化業者などを利用して資源化に努めるように指導すると同時に、多量排出事業者には廃棄物を自社で再使用、再生利用するように指導していく。

2 市 3 町では、事業者に対し、資源化業者の紹介や、ごみの再使用及び再生利用に関する情報を提供するなど、事業者と協調しながら、事業者の活動を促進する。

⑤ 生活系—再生利用（リサイクル）の促進のための方策

生活系ごみの再生利用は、現状、2 市 3 町によって資源ごみの回収方法（ステーション回収、住民による集団回収など）が異なっているため、今後は回収方法を同一にすることを原則に、市町にとって最も回収効率のよい方策を探求し、資源回収率の向上を図る。

□「ごみの分別・区分を徹底する」ための取り組みの推進

ごみの分別区分に従って、ごみと資源に分別することを徹底するための方策は、適切な回収頻度、回収拠点と資源となるものを分かりやすく住民に理解してもらうことである。住民が、回収品目に合わせて、資源とごみの区別・区分を徹底的に行い、ごみステーションや集団回収、販売事業者の行う店頭自主回収の利用などによって、再生利用量の増加を目指す。

□「ごみを資源に変える」ための取り組みの推進

ごみを資源へと変えていくためには、住民が資源回収に積極的に参加できる環境をつくることが重要である。

そのためには、資源を回収する拠点、ステーション等が利用しやすい場所にあるのが理想である。また、資源を回収する頻度を適切に設定し、排出しやすい環境をつくることが住民の資源化意識の向上につながる可能性が高い。

2市3町における資源化品目の統一を図り、住民と事業者、行政が一緒になって取り組めるものとなるように検討を進める。

また、事業者に対して、販売したトレーなどの店頭自主回収を積極的に実施するなど、再生利用への協力を要請する。

□「ごみを再生利用するための施設を整備する」取り組みの推進

ごみの資源化の促進及び適正な処理を確保していくためには、ごみを再生利用するために必要な施設を整備していく必要がある。そのためには、2市3町において最適なごみ処理施設が整備されるように、早期段階から検討を進める必要がある。

また、住民及び事業者は、家庭内または事業所内から発生する生ごみを有効活用するシステムを導入するなど、小さな資源循環も推進していくことが重要である。

□「再生資源を積極的に利用する」取り組みの推進

資源化物の安定需要を確保していくためには、住民、事業者による再生資源や再生品の利用、グリーン購入等を促進するとともに、再資源化後の利用まで合わせた再生利用の活動を推進する。

⑥ 事業者による自主的な取り組み体制の整備

事業系ごみの減量については、事業者自らの責任において、ごみを適正に処理する責務を周知するとともに、環境配慮型の事業展開を検討していく。

【半田市の施策】

① ごみの有料化

現在、事業系一般廃棄物については、従量制により課金（150円／10kg）し、処理料金を徴収している。

家庭ごみについては、現在、市指定のごみ袋及び資源回収袋制度を導入し、ごみの減量化を図っているが、平成 21 年 3 月に策定した半田市環境基本計画には有料化が位置付けられており、さらなるごみの減量化に向けて、今後、導入について検討を行う。

② 環境教育

ごみ処理施設見学、こどもエコクラブの研修や親子参加のはんだエコ探検隊開催時に、パンフレットを使用した環境教育や出前講座を展開する。

③ 普及啓発

市報（広報誌）、ホームページ、ごみ出しパンフレット（全戸配布）で、家庭でできるごみの減量、リサイクル、正しい分別等の情報掲載により、ごみの減量を図るとともに、リサイクル率の向上や分別資源への異物混入防止を図る。

また、約 550 人のごみ減量等推進員を活用し、市民へのごみ減量意識の啓発を図る。

④ 補助

家庭の生ごみを自家処理することにより、ごみの減量と、それに伴う処理経費を縮減することを目的に、生ごみ堆肥化容器及び処理機の購入者に対して、購入金額の 3 分の 2 を補助する。

⑤ マイバック運動・レジ袋対策

事業者、市民団体と市の三者により、平成 21 年 3 月からレジ袋の有料化を開始し、買い物客へのマイバック等の使用を促進し、レジ袋削減を図る。

⑥ ごみの資源化・減量化

- ・ 集団有価資源回収として、市民の資源リサイクルに対する理解と地元自治区や子供会などの回収団体の協力を得て、アルミ缶、スチール缶を始め、古紙等資源の回収を推進する。
- ・ 地域の有価資源回収に出すことのできなかった資源を、毎週日曜日にクリーンセンターで受け入れる「日曜リサイクル」を実施し、資源リサイクルの推進を図る。
- ・ 家電リサイクル法対象品以外の使用済み家電の分別回収により、レアメタルを始め金属資源のリサイクルを推進する。
- ・ クリーンセンターに持ち込まれた家具等で、まだ使用可能なものを展示販売する「もったいないバザール」を開催し、市民へのリユース意識の啓発を図る。
- ・ 市民相互のリユース事業の一環として、「あげます（無償）」「譲ります（有償）」「求めます」の「リユース情報登録制度」を設けて、情報交換の場を提供している。
- ・ 公共施設に専用回収容器を設置して、ペットボトルキャップを分別回収している。回収後、NPO 法人により、ポリオワクチンとして途上国の伝染予防にも役立っている。
- ・ 公共施設に専用回収容器を設置して、廃食用油を分別回収している。回収後、民間事業者にて精製し、ごみ収集車などのバイオディーゼル燃料として再利用を図っている。
- ・ 生ごみの腐敗を防ぎ発酵を促進することのできる「アスパ」を、公共施設で配布して、自家処理（堆肥化）を図る。
- ・ これまで焼却処分としている樹木剪定枝等の堆肥化を図る。

【常滑市の施策】

① ごみ減量化、資源化の推進

非常に厳しい財政状況に対応するため、平成 23 年 2 月に策定された「常滑市行財政再生プラン 2011」では、ごみ処理行政について「家庭ごみの減量化を推進します」「家庭ごみの有料化を検討します」ということが謳われている。

同プランに基づき、平成 23 年 3 月にごみ減量化推進市民会議を立ち上げ、「ごみ減量化、資源化、有料化」の検討を行い、同年 10 月に答申書が提出された。

この答申に基づき、平成 23 年度末に「常滑市ごみ減量化推進計画」を策定したことから、今後はこの計画に基づきごみ減量化、資源化、有料化に取り組んでいくこととなる。計画では、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）を平成 21 年度と比較して、平成 27 年度で 20%削減することを目標としている。

② ごみ有料化

平成 24 年 10 月より、家庭系燃えるごみの有料化を実施する。

③ 環境教育

各小学校の児童（主に 4 年生または 5 年生の全児童）に対して、クラス授業または学年集会を通じて、ごみ減量化・資源化の内容を周知する。

④ 普及啓発等

「常滑市ごみ減量化推進計画」を周知しごみ減量を推進するため、以下の取組を実施していく。

- ・ 市広報、市ホームページ、CATVを通じてPRを行う。
- ・ 横断幕、懸垂幕、ミニのぼり旗等を設置しPRを実施する。
- ・ 各行政区を対象とした、家庭ごみの減量化・資源化に係る説明会を開催する。
- ・ 家庭ごみ有料化に向けて、ごみ減量化に造詣の深い有識者による講演会等を開催する。
- ・ 駅、街頭、ショッピングセンターなどで、家庭ごみの減量化、資源化をPRするために、キャンペーン活動を実施する。
- ・ これまでの「ごみの出し方チラシ」を拡充し、市民に分かりやすく利用しやすい内容に再編して、家庭ごみの出し方や減量化・資源化に関するパンフレットを作成する。有料化に合わせて、全戸に配布する。

⑤ 補助

家庭での生ごみ減容化の取組を推進するため、H24 年度より生ごみ減容機器補助金制度を拡充し、電動式生ごみ減容機器は上限 25,000 円（補助率 1/2）、コンポスト、EM バケツは上限 4,000 円（補助率 2/3）を補助する。

⑥ 資源回収拠点の整備

平成 23 年 12 月より、市内 1 か所において資源回収ステーションを試行として開設している。利用状況等を考慮しながら、より適切な在り方を検討していく。

【武豊町の施策】

① ごみ減量化、資源化の推進

プラスチック製容器包装や紙製容器包装を平成 18 年度から分別収集計画し資源化率の向上を図っているが今後も継続させる。

住民の生活様式の多様化により決められた回収日・時間帯に集積場に出しにくく、分別がされにくいという現状が住民意見としてある。このため何時でも出せる常設の資源回収ステーションを開設し住民の分別に対する利便性を向上させることにより回収量を増やし、可燃ごみ量を減量する。

事業者に対するごみの減量化の啓発を今後も継続する。

② ごみ有料化

事業系一般廃棄物については、従量制により現在 130 円/10kg の料金を徴収している。また、家庭系ごみについては指定ごみ袋による収集を実施している。

今後、排出抑制及び費用負担の適正化・公平性を確保するため、事業系の処理料金については、実費負担を原則に近隣市町の価格を参考に、適正な価格へ価格変更を検討する。また、家庭系一般廃棄物については粗大・不燃・可燃等について順次有料化を検討する。

③ 環境教育

「アスパ」による家庭の生ごみ堆肥化を推進している地域環境団体に対して補助金を交付することにより活動の支援をしている。また、一般家庭への普及促進のため、公共施設において「アスパ」の配布を実施している。(今後も継続)

④ 普及啓発

マイバック・レジ袋の有料化を町内協賛事業者と取り組んでいる。

⑤ リユースの促進

町のイベントに合わせ、住民同士が不用品を物々交換できる場を提供することにより、リユースの促進を図り廃棄物の減量化を進める。

⑥ 堆肥化事業の推進

平成 24 年度より、町内民間事業者の堆肥化事業に参画することにより、従来焼却していた、草ならびに給食センター・保育園から排出される給食残渣を、堆肥とし資源化していく。

⑦ 補助

家庭生ごみ堆肥化による減量化を推進するため、生ごみ堆肥化容器及び処理機の購入者に対して、購入金額に応じて補助を実施する。

⑧ 収集体制の変更

現在、雑紙の収集については、資源ごみとして、ひもで縛って集積所に出していただく体制で資源化に取り組んでいる。しかし、雑紙は雑誌・新聞のように形態が統一でないため、各家庭で縛って集めることに非常に手間がかかりなかなか分別されにくい状態にある。

また、常武クリーンセンターに持ち込まれる可燃ごみの約 60%が紙・布で、その中には分別できればリサイクル可能なものが 20%くらい含まれる。このため可燃全量中の約 12%は分別によるリサイクルが可能である。このため、家庭で容易に雑紙を分別でき可燃ごみから資源回収分へ移行できるように、分別方法及び資源売払いルートの研究検討を平成 24・25 年度に行い、平成 26 年度からの実施を目指す。

⑨ 粗大ごみの解体選別資源化事業

平成 24 年度より地域で回収した一部の粗大ごみをクリーンセンターで破砕機による、粗い鉄分の回収から、民間委託業者により、手選別することで資源回収量を向上させる。

⑩ 不燃物分別委託事業化

平成 24 年度より地域で回収した不燃物を民間委託事業者により、手選別することで資源回収量を向上させる。

⑪ 容器包装の回収率向上

平成 18 年度よりプラスチック及び紙製容器包装の回収を実施している。導入時、平成 17 年度に地区説明会を実施した後 18 年度から本格的に収集を実施しているが近年、収集量が減少している。原因としては、企業の包装の軽量化も要因の一つではあるが、町の情報発信・啓発不足による住民の分別意識の低下が考えられるため、広報誌等を利用した情報発信・啓発事業の強化を図る。

⑫ 資源回収拠点の整備

本町では住民生活形態の多様化により、地域の決められた回収日時に資源ごみを出すことが困難な方を対象に、日曜日を除く 9:00～13:00 まで、【たけとよエコステーション】を平成 23 年度試験的に開所し、資源ごみを出す利便性の向上を図り、一定の効果が得られた。このため、平成 24 年度から本格的運営を実施していく。また、現在の【たけとよエコステーション】は町西部に位置しているため、東部地区で町が計画している地域交流センター(仮称)の建設に合わせ資源回収拠点の整備を実施し、平成 27 年度の開所を目標とし、更なる利便性・回収率の向上を図る。

⑬ 使用済み家電の分別回収事業

家電リサイクル対象品以外の使用済み家電の分別回収を常滑武豊衛生組合クリーンセンターで実施し、レアメタルを始め金属資源のリサイクルを推進する。

【南知多町の施策】

① ごみ減量化、資源化の推進

ごみの減量化の促進（排出量の抑制）について次のような取り組みを行う。

- ・ 生ごみの水切りを徹底して行うことにより減量化の推進を図る。
- ・ 生ごみの堆肥化の推進を図る。
- ・ 分別の徹底を図る。
- ・ 小中学校 P T A など団体による古紙・布類等（資源）回収の促進（報奨金（6 円/kg）により団体を支援し、協力団体(現在 12 団体)の増を図る）

資源化率の向上を図るため次のような取り組みを行う。

- ・ 「容器包装リサイクル法」に基づく家庭系プラスチック及び紙ごみの分別収集の実施（平成 27 年度から実施）
- ・ 事業系ごみの分別（資源化）の徹底
- ・ 流木（樹木）のチップ化
- ・ 草刈りによる刈草の堆肥化

② ごみ有料化

現在、事業系一般廃棄物については、従量制により課金（120 円／10 k g）し、処理料金を徴収しているが、今後、排出抑制及び費用負担の適正化、公平性を確保するため、近隣市町の状況を参考に、適正な処理料金への変更を検討する。

また、家庭系ごみについては、現在、町指定のごみ袋制度を導入し、ごみの分別の徹底を図るとともに、減量化を推進しているが、さらなるごみの減量化に向けて、平成 29 年度からの家庭系ごみの有料化について検討する。

③ 環境教育

町産業まつりを始めとしたイベント開催時に、生ごみの堆肥化を図る「アスパ」の配布やパンフレット等を使用した環境教育などを開催するとともに、小学校や各種団体等へごみ出しの仕方（減量・分別方法）などの出前講座を展開する。

④ 普及啓発

町広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、ごみの分別方法のパンフレット（全戸配布）で、家庭でできるごみの減量、リサイクル、正しい分別等の情報掲載により、ごみの減量を図るとともに、リサイクル率の向上や分別資源への異物混入防止を図る。

⑤ マイバック運動・レジ袋対策

買い物の際にマイバック等を持参、使用してもらうことにより、レジ袋の使用を削減し、環境にやさしいまちづくりの推進を図る。

⑥ 補助

家庭の生ごみを自家処理することにより、ごみの減量と、それに伴う処理経費を縮減することを目的に、生ごみ堆肥化容器及び処理機の購入者に対して、購入金額に応じて補助をする。

⑦ 容器包装の回収

「容器包装リサイクル法」に基づく家庭系プラスチック及び紙ごみの分別収集を平成 27 年度からの実施を目標に、資源の再利用を促進するとともに、ごみの減量化の推進を図る。

⑧ 水切りの徹底

婦人団体等の集まりの際に、ごみの出し方（減量・分別方法）などについての説明をし、協力依頼をするとともに、水切りネットの無料配布など、生ごみ（残飯等）の水切りを徹底し、ごみ減量化の推進を図る。

⑨ 生ごみの堆肥化

生ごみの腐敗を防ぎ発酵を促進することのできる「アスパ」を、役場及び各地区サービスセンターで配布し、自家処理（堆肥化）を促進するとともに、学校給食センターなど公共施設においても生ごみの堆肥化を図る。

⑩ 刈草及び樹木の剪定枝の堆肥化

海岸漂着物としての流木などのチップ化を始め、これまで焼却処分としていた刈草や樹木の剪定枝の堆肥化を図る。

⑪ 事業系ごみ資源化の徹底

事業系一般廃棄物については、町内事業者に対しての分別指導を強化、徹底するとともに、公共以外の事業系の刈草や樹木の剪定枝を始め、生ごみの堆肥化による資源化等の推進を図る。

⑫ 資源回収団体による回収の促進

団体資源回収として、町民の資源リサイクルに対する理解と小中学校PTAや老人クラブなどの回収団体に、さらなる協力を得て、古紙・布類等資源の回収を促進する。

⑬ 使用済み家電の分別回収事業

家電リサイクル法対象品以外の使用済み家電の分別回収を知多南部クリーンセンターで平成27年度を目途に実施することにより、レアメタルを始め金属資源のリサイクルの推進を図る。

⑭ 食用廃油回収事業の促進

地域婦人会等による家庭用食用廃油の回収を推進することにより、民間精製事業者によるバイオディーゼル燃料を始め飼料等としての再利用の促進を図る。

⑮ 離島における資源回収拠点の整備

離島における資源回収拠点を整備するために、ごみ焼却施設及びし尿焼却施設跡地にストックヤード等を設置して、資源回収の利便性と回収率の向上を図る。

【美浜町の施策】

① ごみ減量化、資源化の推進

今後取り組んでいく施策としては、

- ・ 生ごみの水分調整（水切り）の徹底
- ・ 生ごみの堆肥化の推進
- ・ 集団資源回収の推進
- ・ 刈草・剪定枝等の堆肥化
- ・ 「容器包装リサイクル法」に基づく家庭系プラスチック及び紙ごみの分別収集の実施（平成27年度から実施）等を検討し、積極的なPRに努め、総ごみ処理量の減量及び総資源化量の増量を図り、再生利用率（資源化率）の向上を目指していく。

② ごみの有料化

現在、事業系一般廃棄物については、従量制により課金（120 円／10 k g）し、処理料金を徴収しているが、今後、排出抑制及び費用負担の適正化、公平性を確保するため、近隣市町の状況を参考に、適正な処理料金への変更を検討する。

また、家庭系ごみについては、現在、町指定のごみ袋及び資源ごみ等分別回収を実施し、ごみの分別の徹底を図るとともに減量化を推進しているが、さらなるごみの減量化に向けて、平成 29 年度からの家庭系ごみの有料化について検討する。

③ 環境教育

ごみ処理施設見学や町産業まつりを始めとしたイベント開催時に、生ごみの堆肥化を図る「EM ぼかし」の配布やパンフレット等を使用した環境教育などを開催するとともに、各種団体等へごみ出しの仕方（分別・減量方法）などの出前講座を展開する。

④ 普及啓発

町広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、ごみの分別方法のパンフレット（全戸配布）で、家庭でできるごみの減量（生ごみの水切り等）、リサイクル、正しい分別等の情報掲載により、ごみの減量を図るとともに、リサイクル率の向上や分別資源への異物混入防止を図る。また、町より委嘱された環境美化推進員及び各自治区より任命された分別指導員を活用し、町民へのごみ減量意識の啓発を図る。

⑤ 補助

家庭の生ごみを自家処理することにより、ごみの減量とそれに伴う処理経費を縮減することを目的に、生ごみ堆肥化容器及び電動式生ごみ処理機の購入者に対して、購入金額の 2 分の 1（上限あり）を補助する。

⑥ マイバック運動・レジ袋対策

事業者、町民団体と町の三者により、平成 22 年 2 月からレジ袋の有料化を開始し、買い物客へのマイバック等の使用を促進し、レジ袋削減を図る。

⑦ 容器包装の回収

「容器包装リサイクル法」に基づく家庭系プラスチック及び紙ごみの分別収集を平成 27 年度からの実施を目標に、資源の再利用を促進するとともに、ごみの減量化の推進を図る。

⑧ 水切りの徹底

婦人団体等の集まりの際に、ごみの出し方（分別・減量方法）などについての説明をし、協力依頼をするとともに、水切りネットの無料配布など、生ごみ（残飯等）の水切りを徹底し、ごみ減量化の推進を図る。

⑨ 生ごみの堆肥化

生ごみの腐敗を防ぎ発酵を促進することのできる「EM ぼかし」を、役場及び各地区公民館等で配布し、自家処理（堆肥化）を促進するとともに、学校給食センターなど公共施設においても生ごみの堆肥化を図る。

⑩ 刈草及び樹木の剪定枝の堆肥化

海岸漂着物としての流木などのチップ化を始め、これまで焼却処分としていた刈草や樹木の剪定枝の堆肥化を図る。

⑪ 事業系ごみ資源化の徹底

町内事業者に対して、事業系一般廃棄物の分別を徹底指導し、資源化の推進を図る。

⑫ 資源回収の促進及び資源回収団体による回収の促進

地域の資源回収に出すことのできなかった資源を、随時クリーンセンターで受け入れる体制を整備し、資源リサイクルの推進を図る。

集団資源回収として、町民の資源リサイクルに対する理解を深めるとともに、小中学校PTAや子供会などの回収団体に、さらなる協力を得て、古紙・布類等資源の回収を促進する。

⑬ 使用済み家電の分別回収事業

家電リサイクル法対象品以外の使用済み家電の分別回収を知多南部クリーンセンターで平成27年度を目途に実施することにより、レアメタルを始め金属資源のリサイクルの推進を図る。

⑭ 食用廃油回収事業の促進

各地区における協力団体を中心に家庭用食用廃油の回収を行うことにより、民間精製事業者によるバイオディーゼル燃料及び飼料としての再利用のさらなる促進を図る。

⑮ 再使用の促進

知多南部クリーンセンターに持ち込まれた家具等で、まだ使用可能なものを展示販売する「リサイクルフェア」や町主催のフリーマーケットを開催し、町民へのリユース意識の啓発を図る。

(2) 処理体制

ア. 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分と処理方法は表3-1に示すとおりである。

更なる資源化率の向上を目指し、2市3町の分別区分の統一を図る。

※別添3に処理体制の現状と将来の詳細を示す。

表 3-1 各市町村の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成 22 年度)											
半田市			常滑市			武豊町			南知多町・美浜町		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
燃えるごみ	焼却	半田市クリーンセンター	燃えるごみ	焼却	常滑武豊衛生組合クリーンセンター	燃えるごみ	焼却	常滑武豊衛生組合クリーンセンター	燃えるごみ	焼却	知多南部クリーンセンター
プラスチック製容器包装	リサイクル	選別保管業者	プラスチック製容器包装	リサイクル	選別委託業者	プラスチック製容器包装	リサイクル	選別委託業者	プラスチック製容器包装	—	—
紙製容器包装			紙製容器包装		古紙回収業者	紙製容器包装		—	紙製容器包装	—	—
ペットボトル			ペットボトル		ストックヤード	ペットボトル		ストックヤード	ペットボトル	リサイクル	リサイクルプラザ
スチール缶*		半田市資源回収センター	スチール缶			スチール缶*			スチール缶・アルミ缶(飲食用)*		
アルミ缶*			アルミ缶			アルミ缶*			スプレー缶		
スプレー缶		ストックヤード	スプレー缶		粗大ごみ処理施設	スプレー缶			茶びん*		
茶びん*			茶びん			茶びん*			無色透明びん*		
無色透明びん*			無色透明びん			無色透明びん*			黒びん*		
黒びん*		空びん置場手選別	黒びん		ストックヤード	黒びん*			黒びん		
青緑びん*			青緑びん			青緑びん*			青緑びん*		
生きびん*			生きびん			生きびん*			生きびん*		
新聞*		古紙回収業者等	新聞		古紙回収業者	新聞		古紙回収業者	新聞		
雑誌*			雑誌			雑誌			雑誌		
ダンボール*			ダンボール			ダンボール*			ダンボール*		
紙バック*	—	半田市資源回収センター	紙バック	—	—	紙バック*	—	—	紙バック*	—	—
古布・古着*			布類			布類			布類		
蛍光灯			蛍光灯			蛍光灯			蛍光灯		
乾電池	—	—	乾電池	—	—	乾電池	—	—	乾電池	—	—
燃えないごみ	破砕埋立	半田市粗大ごみ処理施設・一般廃棄物最終処分場	燃えないごみ	破砕	粗大ごみ処理施設	燃えないごみ	リサイクル	粗大ごみ処理施設	燃えないごみ	埋立	一般廃棄物最終処分場
コード針金類	—	—	コード針金類			コード針金類			コード針金類	—	—
粗大ごみ	破砕	半田市粗大ごみ処理施設	粗大ごみ			粗大ごみ	破砕		粗大ごみ	破砕	粗大ごみ処理施設
陶磁器、ガラス類	—	—	陶磁器、ガラス類	—	常滑市一般廃棄物最終処分場	陶磁器、ガラス類	埋立	武豊町一般廃棄物最終処分場	陶磁器、ガラス類	—	—
収集しないごみ	—	—	収集しないごみ	—	—	収集しないごみ	—	—	収集しないごみ	—	—



将来											
半田市			常滑市			武豊町			南知多町・美浜町		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
燃えるごみ	焼却	熱回収施設 (H29-)	燃えるごみ	焼却	熱回収施設 (H29-)	燃えるごみ	焼却	熱回収施設 (H29-)	燃えるごみ	焼却	熱回収施設 (H29-)
プラスチック製容器包装	リサイクル	選別保管業者	プラスチック製容器包装	リサイクル	選別委託業者	プラスチック製容器包装	リサイクル	選別委託業者	プラスチック製容器包装	リサイクル	リサイクルプラザ
紙製容器包装			紙製容器包装		古紙回収業者	紙製容器包装		古紙等回収業者	紙製容器包装		
ペットボトル		半田市資源回収センター	ペットボトル		ストックヤード	ペットボトル		ストックヤード ＋ 古紙等回収業者	ペットボトル		
スチール缶*			スチール缶			スチール缶*			スチール缶*		
アルミ缶*		ストックヤード	アルミ缶		粗大ごみ処理施設	アルミ缶*			アルミ缶*		
スプレー缶			スプレー缶			スプレー缶			スプレー缶		
茶びん*			空びん置場手選別		茶びん	ストックヤード			茶びん*		
無色透明びん*		無色透明びん			無色透明びん*				無色透明びん*		
黒びん*		黒びん			黒びん*				黒びん*		
青緑びん*		青緑びん	青緑びん*		青緑びん*						
生きびん*		古紙回収業者等	生きびん		古紙回収業者	生きびん*			生きびん*		
新聞*			新聞			新聞			新聞		
雑誌*			雑誌			雑誌			雑誌		
ダンボール*		半田市資源回収センター 古布回収業者等	ダンボール			ダンボール*			ダンボール*		
紙バック*			紙バック			紙バック*			紙バック*		
古布・古着*			古布・古着			古布・古着*			古布・古着*		
蛍光管	—	委託処理	蛍光管	—	—	—	—	—	—	—	
乾電池	—	—	乾電池	—	—	乾電池	リサイクル	乾電池	—	—	
燃えないごみ	破砕埋立	粗大ごみ処理施設 ・一般廃棄物最終処分場	燃えないごみ	破砕埋立	粗大ごみ処理施設	燃えないごみ	破砕	選別委託業者	燃えないごみ	埋立	一般廃棄物最終処分場
コード針金類	—		コード針金類			コード針金類			コード針金類	—	粗大ごみ処理施設
粗大ごみ	破砕焼却埋立	粗大ごみ処理施設 熱回収施設 (H29-)	粗大ごみ	破砕焼却埋立	粗大ごみ処理施設 熱回収施設 (H29-)	粗大ごみ	破砕焼却	粗大ごみ処理施設及び選別委託業者 熱回収施設 (H29-)	粗大ごみ	破砕焼却	粗大ごみ処理施設 熱回収施設 (H29-)
陶磁器、ガラス類	—	—	陶磁器、ガラス類	—	常滑市一般廃棄物最終処分場	陶磁器、ガラス類	埋立	武豊町一般廃棄物最終処分場	陶磁器、ガラス類	—	—
収集しないごみ	—	—	収集しないごみ	—	—	収集しないごみ	—	—	収集しないごみ	—	—

分別区分に記載の※は一部あるいは全てを自治会・子供会などの市民団体による資源集団回収ごみとして回収していることを意味する
平成 30 年には、新たにプラスチック製容器包装と紙製容器包装が分別区分の統一がされる予定である(上記表で網掛け部分)

イ. 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

今後とも家庭系ごみの分別区分に準じ、処理・処分を行う。

なお、基本的には、事業者責任のもと処理するものであり、2市3町で処理する場合には、現状どおり、有料で自己搬入、または収集運搬許可業者による搬入を原則とするが、今後も時代に見合った処理体制を検討していく。

ウ. 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりである。

○半田市

- 一般廃棄物については、減量及び再資源化の推進につながる施策を継続的に講じるとともに、新ごみ処理施設（熱回収施設）が平成34年度から稼動する予定である。
- 次期リサイクルプラザ（新不燃粗大ごみ処理施設）については、今後検討する。

○常滑武豊衛生組合（常滑市・武豊町）

- 一般廃棄物については、減量及び再資源化の推進につながる施策を継続的に講じるとともに、新ごみ処理施設（熱回収施設）が平成34年度から稼動する予定である。
- 次期リサイクルプラザ（新不燃粗大ごみ処理施設）については、今後検討する。

○知多南部衛生組合（南知多町・美浜町）

- 一般廃棄物については、減量及び再資源化の推進につながる施策を継続的に講じるとともに、新ごみ処理施設（熱回収施設）が平成34年度から稼動する予定であることから、2市3町の分別区分の統一を図る。南知多町及び美浜町について、平成27年度から紙製容器包装、プラスチック製容器包装を分別収集し、資源化を推進していく。
- 新たなごみ処理施設の整備に向けて、広域的に、かつ、効率的な収集・運搬システム（ごみ中継施設の整備）の構築を目指す。
- 次期リサイクルプラザ（新不燃粗大ごみ処理施設）については、今後検討する。
- 南知多町では、平成14年に閉鎖した両島のごみ焼却施設及びし尿焼却施設を解体し、その跡地に両島におけるごみの減量化及び再資源化の推進を図るため、紙や缶、ビン、ペットボトルなどの資源ごみ回収用のストックヤード等の施設を建設するための検討をしていく。

※新ごみ処理施設（熱回収施設）は第三期地域計画に係る事業である。

（3）処理施設の整備

第二期地域計画で整備する処理施設なし

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備事業に先立ち、表 3-3 のとおり計画支援事業を行う。

表 3-3 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	熱回収施設整備事業環境影響評価調査※2	愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価	H26～H30
32	熱回収施設整備事業及び運営維持管理業務の発注支援※2	施設整備計画策定及び契約発注支援	H27～H30
33	熱回収施設整備事業の測量調査※1	測量調査	H28
34	熱回収施設整備事業の地質調査※1	地質調査	H28
35	熱回収施設整備事業の土壌調査※1	土壌調査	H28

※1 第三期地域計画に関する計画支援事業

※2 第三期地域計画に引き続いて実施する事業

(5) その他の施策

ア. 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対応方針

環境省が指定する特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物として、感染性一般廃棄物や、廃ゴムタイヤなどが挙げられている。また、「特定家電用機器再商品化法(家電リサイクル法)」、「資源有効利用促進法」が施行され、その対象品目は、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンとなっている。

これらの廃棄物の分別排出については、住民に対し周知徹底を図るとともに、販売店、メーカーによる円滑な回収ルート確保に努めるものとする。また、リサイクルが容易な製品の開発、製品アセスメントの促進、新技術の開発、広域的な処理体制の整備について、近隣市町村との連携を図り、県及び国、メーカーなどへ働きかけるものとする。

イ. 不法投棄対策

家庭から排出されるごみの処理は、これまで行政の責任であると認識され、その処理費用は税金で負担されてきたが、循環型社会への変革を図るにあたって、排出者責任や拡大生産者責任という観点から、住民・事業者負担が求められている。

今後、不法投棄が増加してくることも予想されるため、不法投棄を監視するパトロールや通報システムの検討を実施するとともに、違法行為に対する厳正な対応を検討する。

ウ. 災害時の廃棄物処理に関する事項

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、巨大な津波が発生し、東北地方は甚大な被害を受けた。湾内にある知多南部地域においても将来、東海、東南海、南海地震や連動型大地震が発生した場合を想定し津波に対する対策を十分に考慮する必要があると考えられる。

そのため、万一に備え、周辺地域との災害協定の締結を進めるとともに、被災地の衛生環境の確保を目的に廃棄物の分別、一時集積場所、可燃ごみ・がれきの処理など適切な廃棄物処理体制を整備する。具体的には、愛知県内の全ての市町村及び一部事務組合において、平成 26 年 1 月 1 日に「災害時の一般廃棄物処理及び下水

処理に係る相互応援に関する協定書」が締結されている。また、構成市町の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画を平成 29 年度までに策定及び見直していくことにより、災害時は収集運搬器材、仮置場及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の適正な処理を図る。

◎仮置場予定地

- ・半田市
(半田市地域防災計画による。)
旧最終処分場 (38,674 m²、半田市西億田町地内)
- ・常滑市
(常滑市地域防災計画による。)
産業会館予定地 (6,676 m²、常滑市榎戸字上納地内)
沿道施設用地 (3,312 m²、常滑市古場字道勘田地内)
- ・南知多町
(南知多町地域防災計画による。)
公園、グラウンドなどを始め、公共施設建設予定地等の未利用地及び一般廃棄物最終処分場の跡地などから選定する。
 - ・旧新運動公園用地 (39,249 m²、南知多町大字豊丘字大脇台地内)
 - ・旧一般廃棄物最終処分場 (19,790 m²、南知多町大字内海字池田地内)
- ・美浜町
(美浜町地域防災計画、美浜町災害廃棄物処理計画、美浜町災害廃棄物処理実施マニュアルによる。)
公園、グラウンドなどのスポーツ施設、公共公益施設建設予定地等の未利用地、既存廃棄物処分場、その他の民有地から地域ごとに選定。
(候補地数)
布土地域 7 か所、時志 1 か所、北方 6 か所、河和 15 か所、浦戸 1 か所、古布 4 か所、矢梨 2 か所、切山 1 か所、小野浦 1 か所、野間 9 か所、奥田 10 か所、上野間 7 か所、美浜緑苑 4 か所 合計町内全 68 か所
- ・武豊町
(武豊町地域防災計画による。)
知多南部広域ごみ処理施設予定地 (現在、半田市土地開発公社所有地)
※平成 27 年度武豊町災害廃棄物処理計画策定時にて検討予定

エ. 計画推進体制の構築(行政・住民・事業者(排出業者・処理・再生業者)の役割)

「半田市ごみ減量等推進懇談会」等を基に、行政、事業者及び住民が一体となってそれぞれの役割を守り、ごみの減量化計画を推進していく体制の整備を図る。

また、事業者に対しても、家電リサイクル法対象品目などについて、製造者や販売店などはそれらのものを引取り、回収・処理体制の整備に努めるよう指導する。

オ. 情報の管理

発生・排出から処理・処分に至るまでのデータを体系的に整理し、今後の広報啓発活動及び実施計画策定などに生かしていけるように、情報の収集、整理、管理、活用、公開のシステムを確立する。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

2市3町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて国及び愛知県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

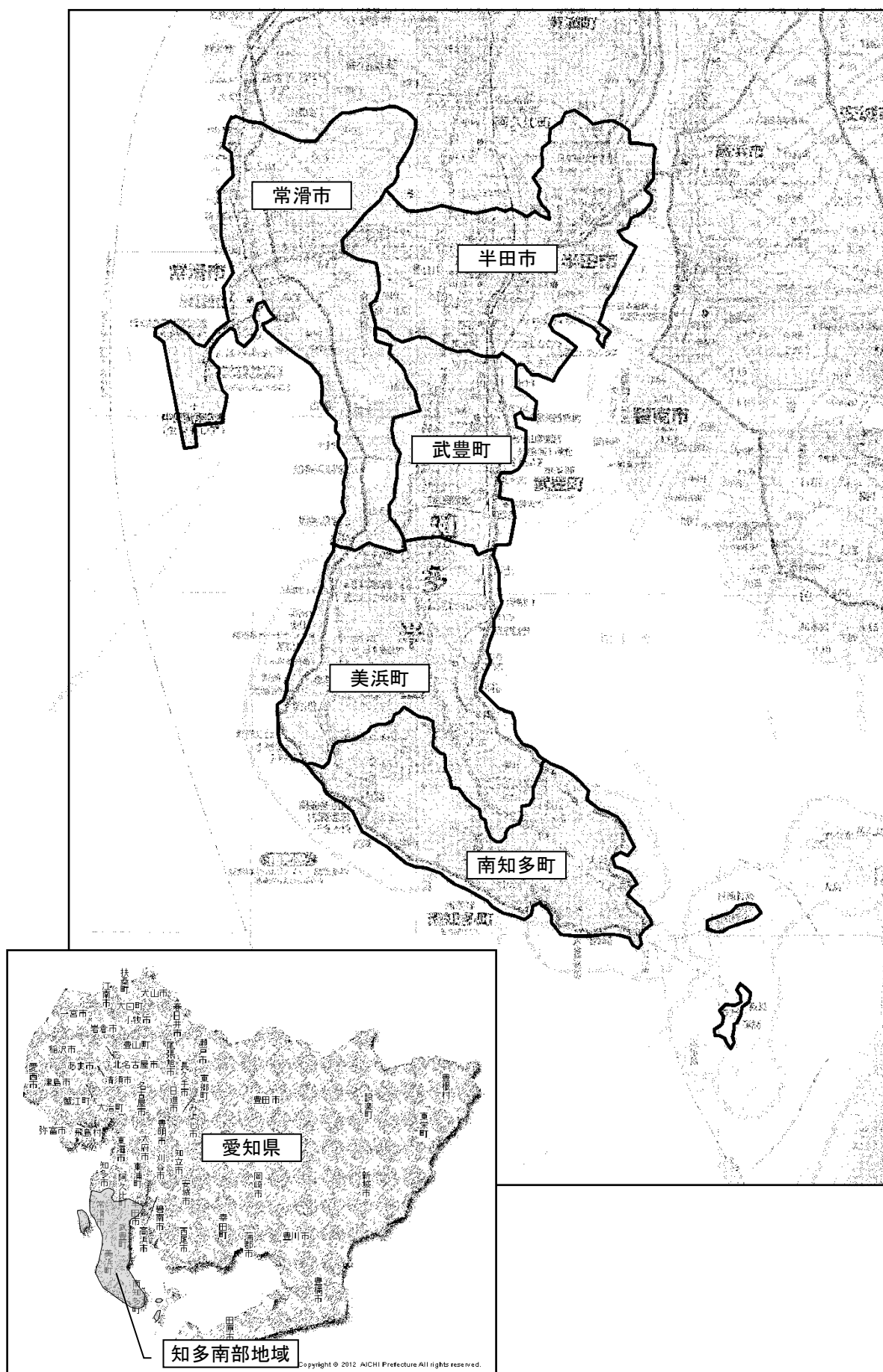
(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映するものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

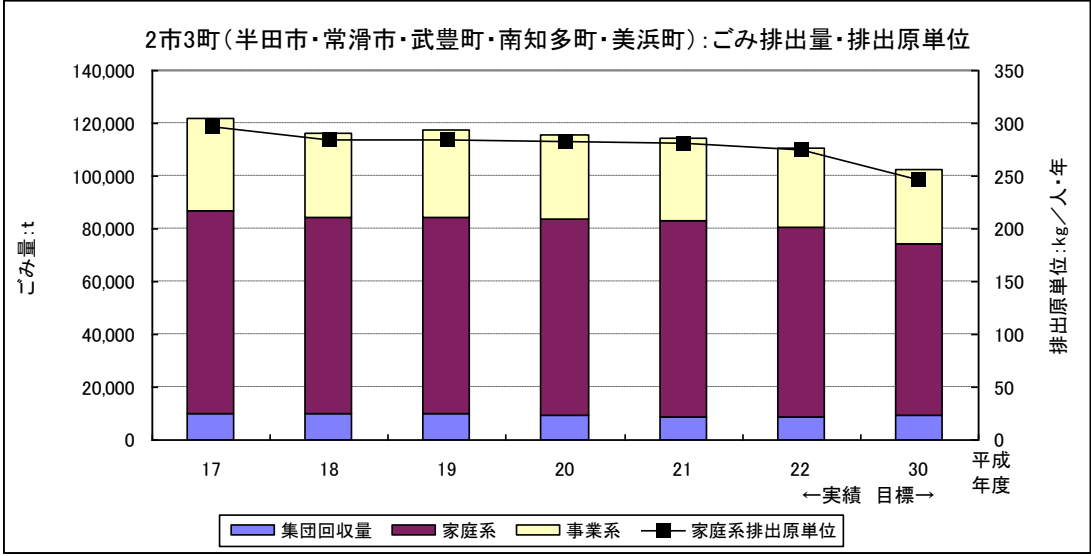
添付資料

別添 1 対象地域図

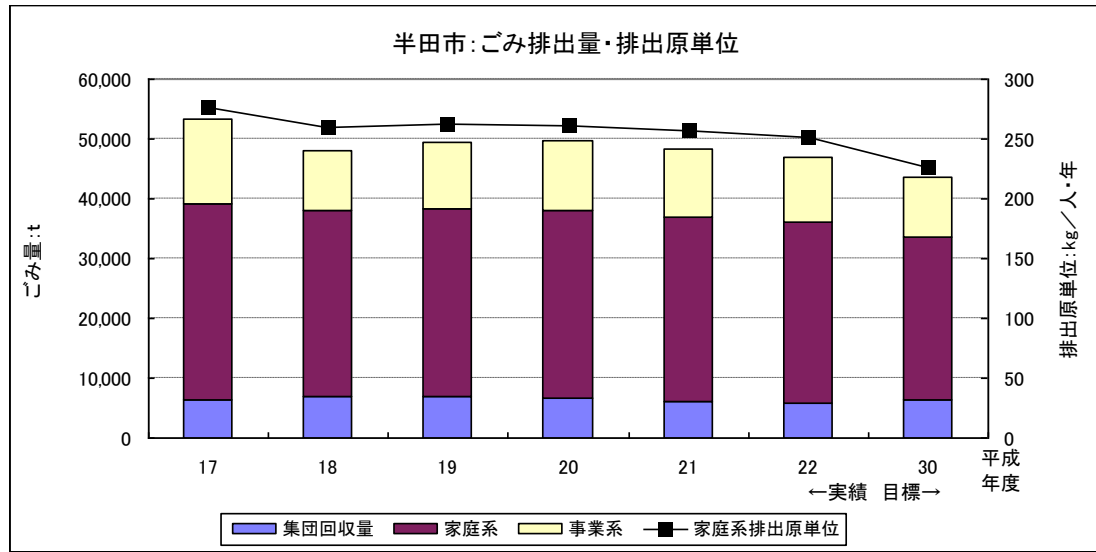


別添 2 一般廃棄物等の処理の現状と目標の設定に関するグラフ

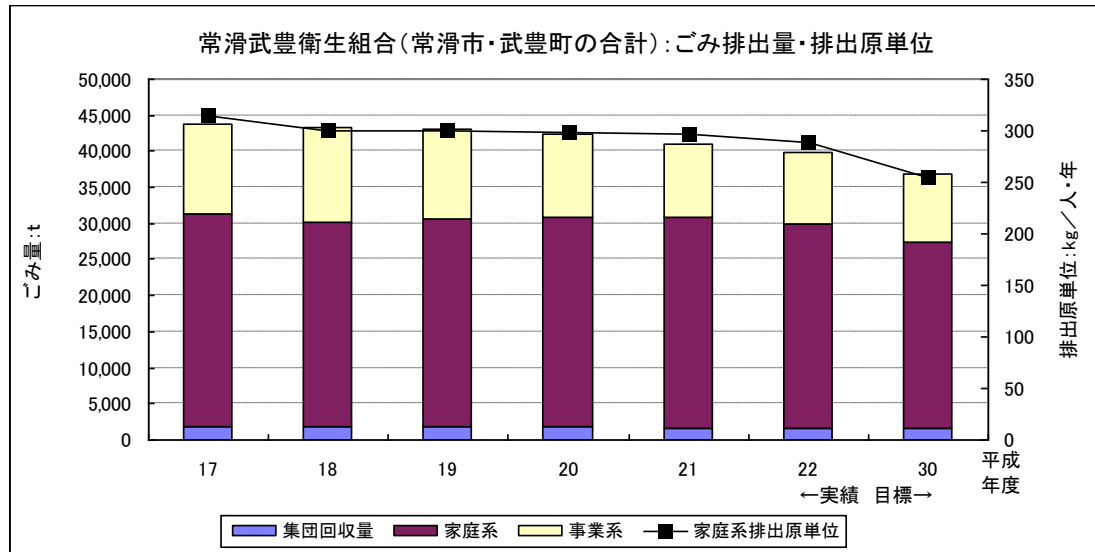
① (②+③+④)



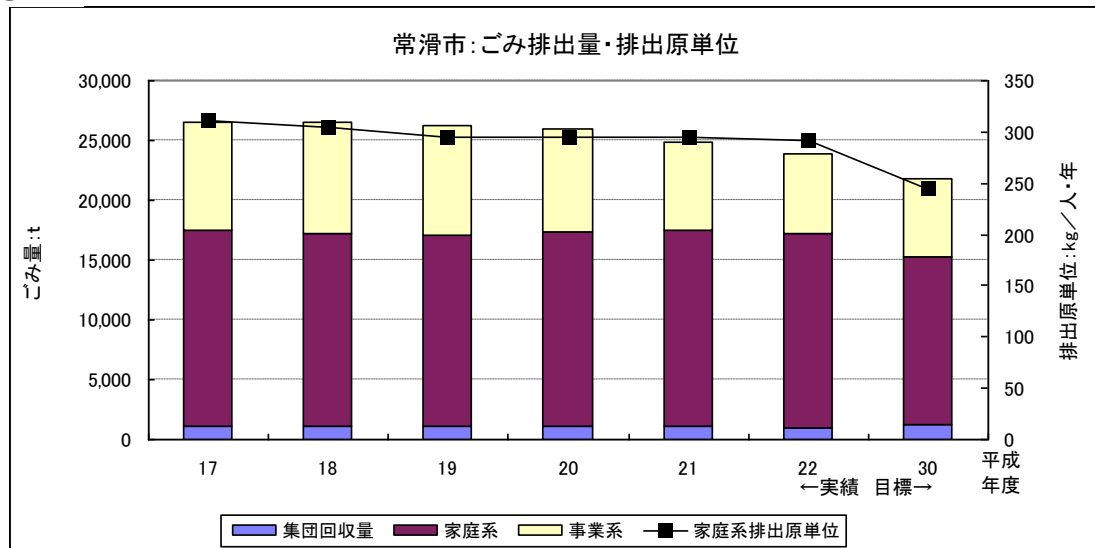
②



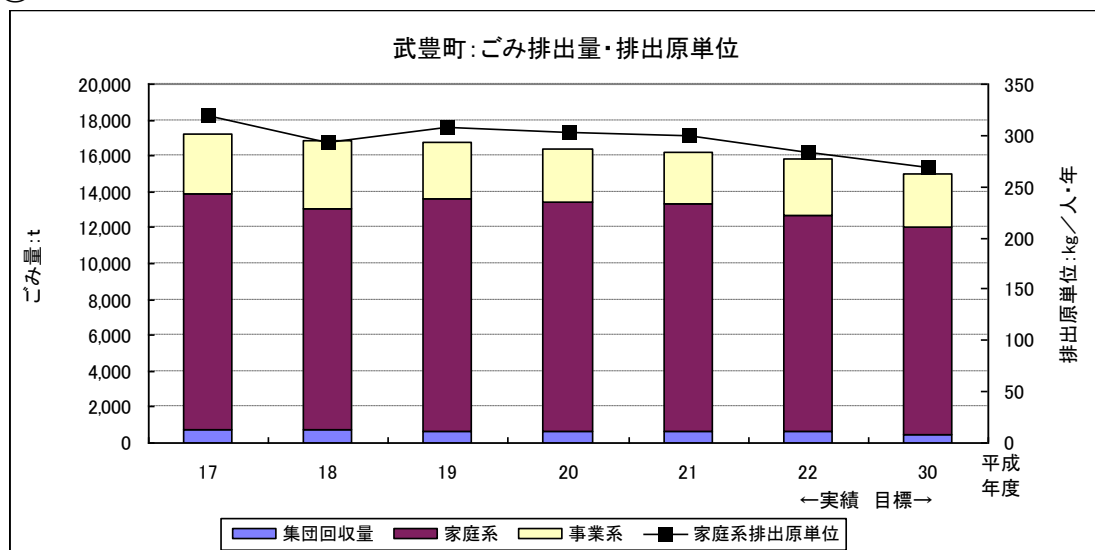
③ (③-1+③-2)



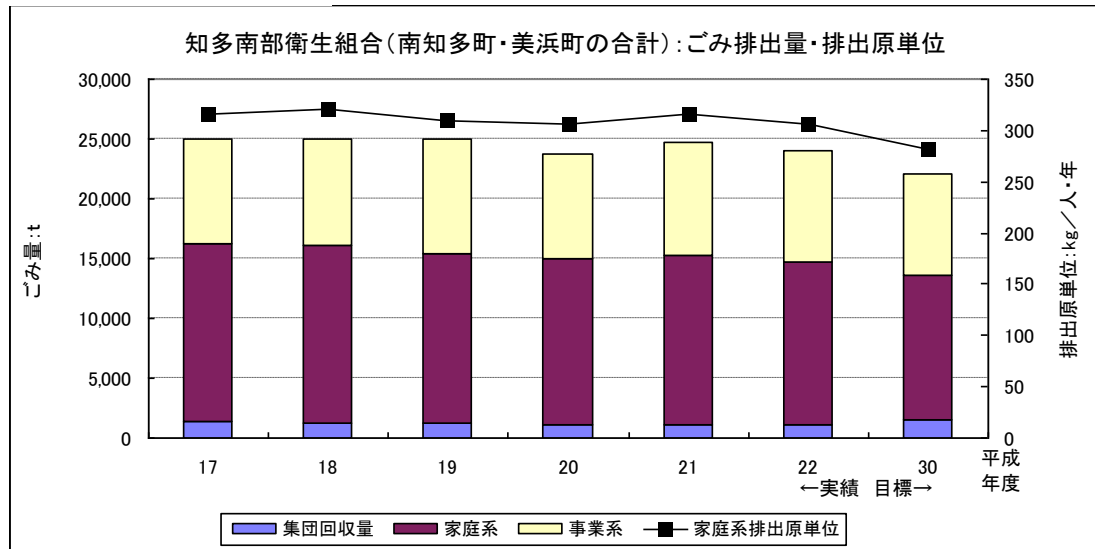
③-1



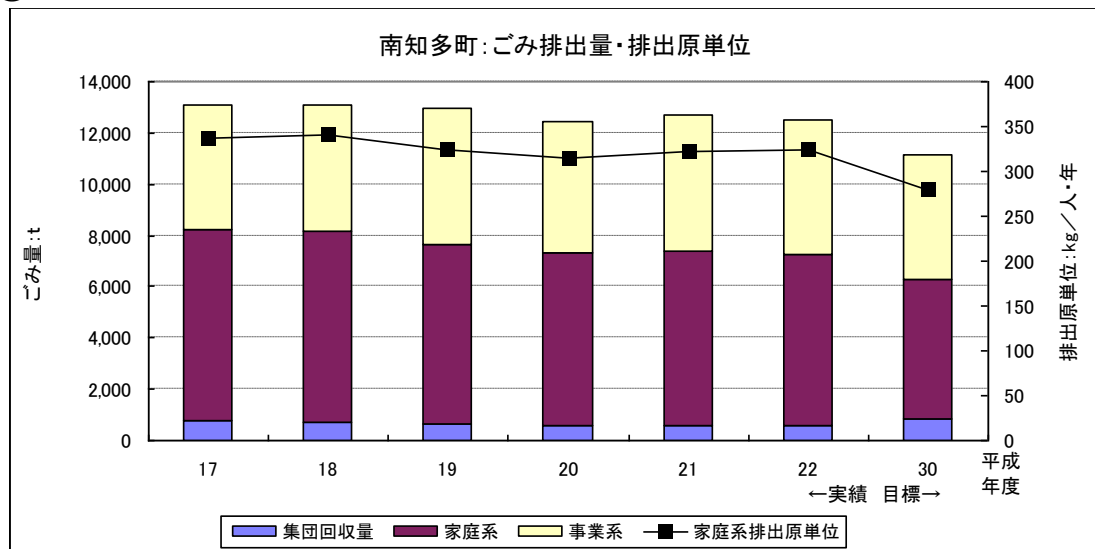
③-2



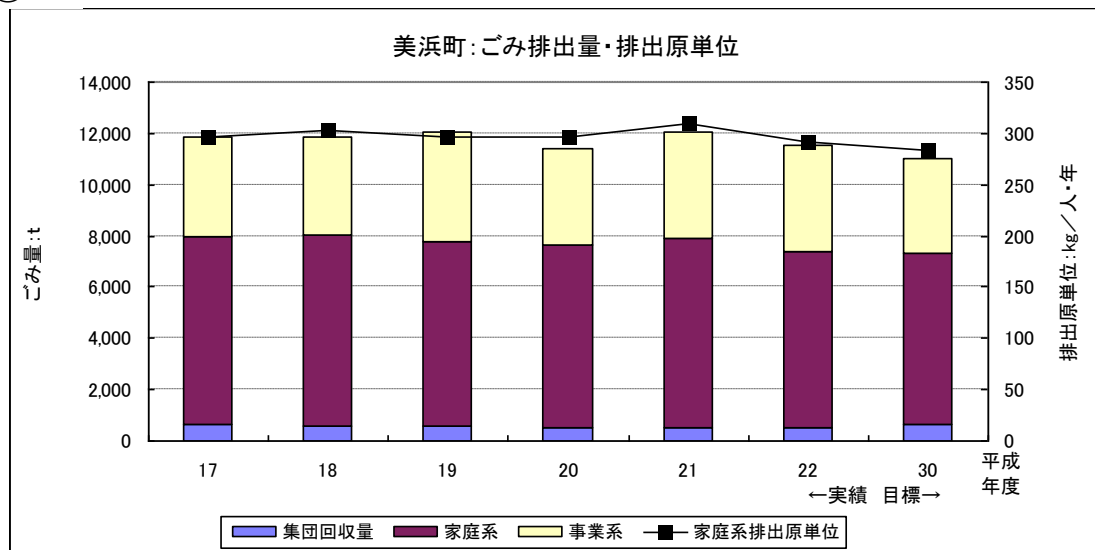
④ (④－１＋④－２)



④－１



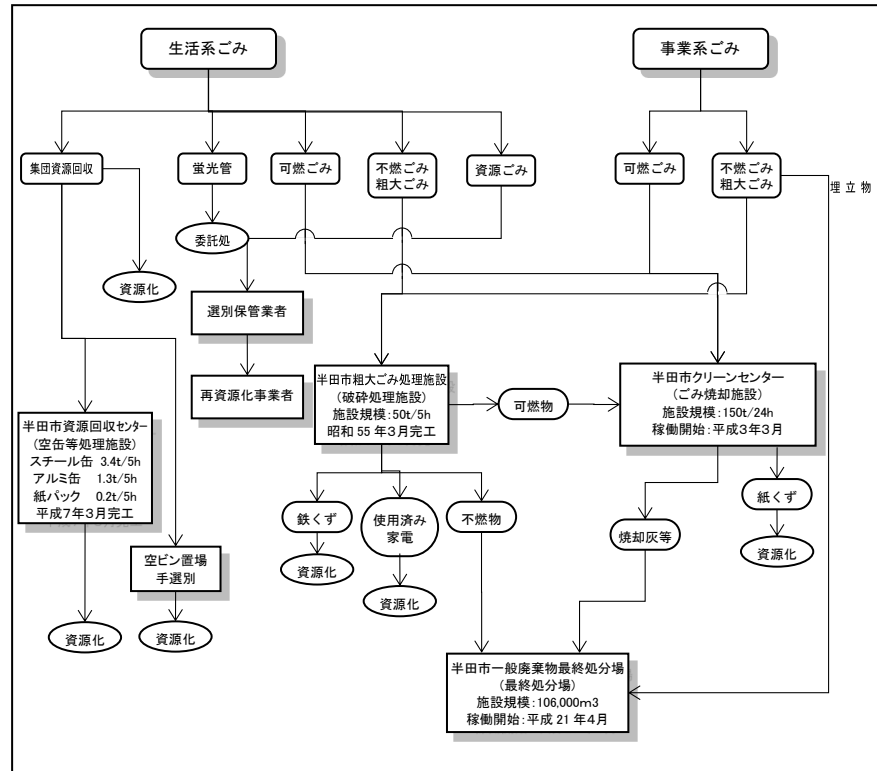
④－２



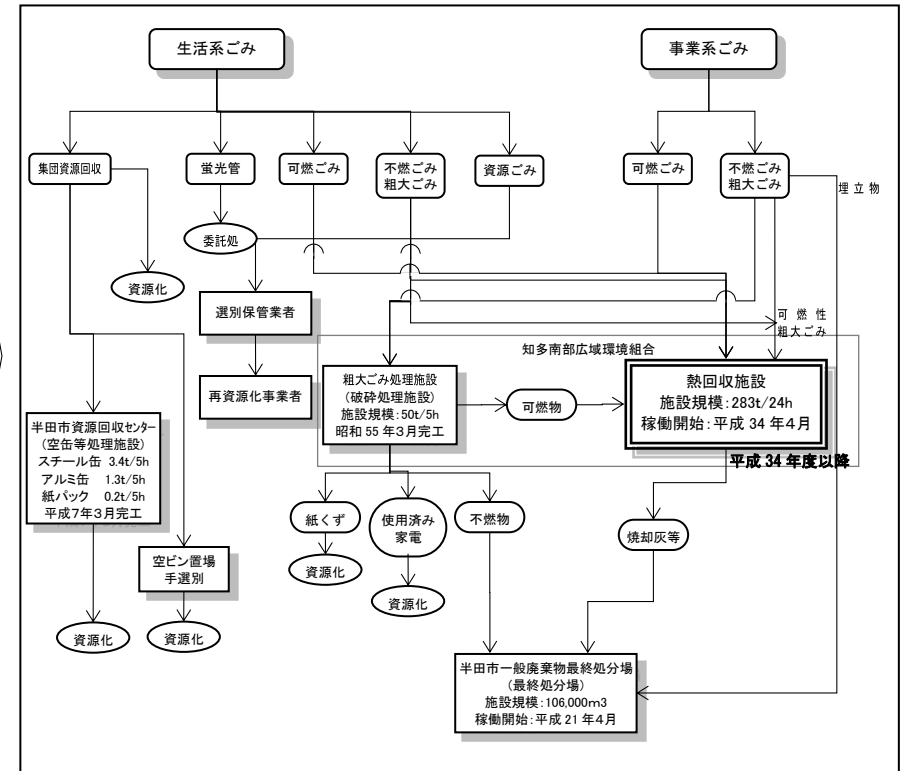
別添3 処理体制の現状と将来

別添3－1 半田市のごみ処理体制の現状と将来

現 状



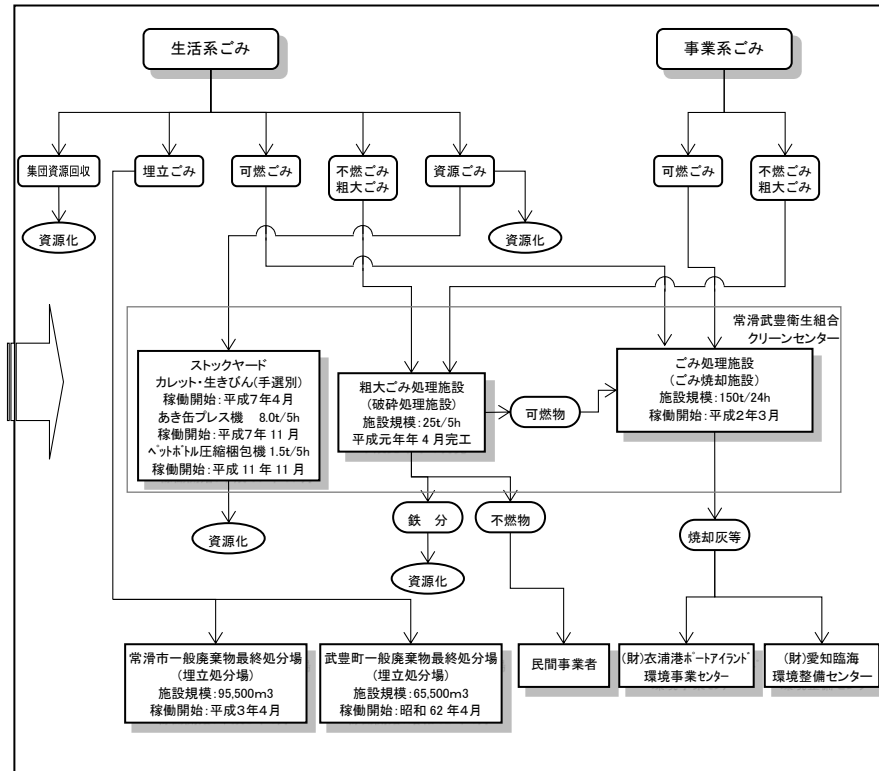
将 来



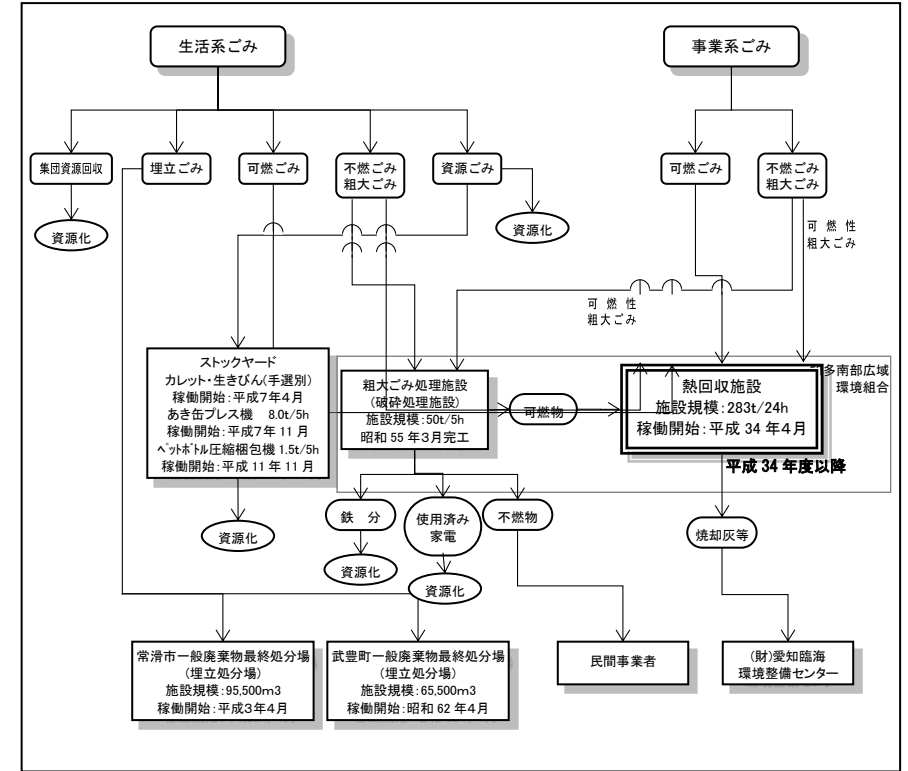
※第三期地域計画に係る事業である。

別添 3－2 常滑武豊衛生組合（常滑市・武豊町）のごみ処理体制の現状と将来

現 状



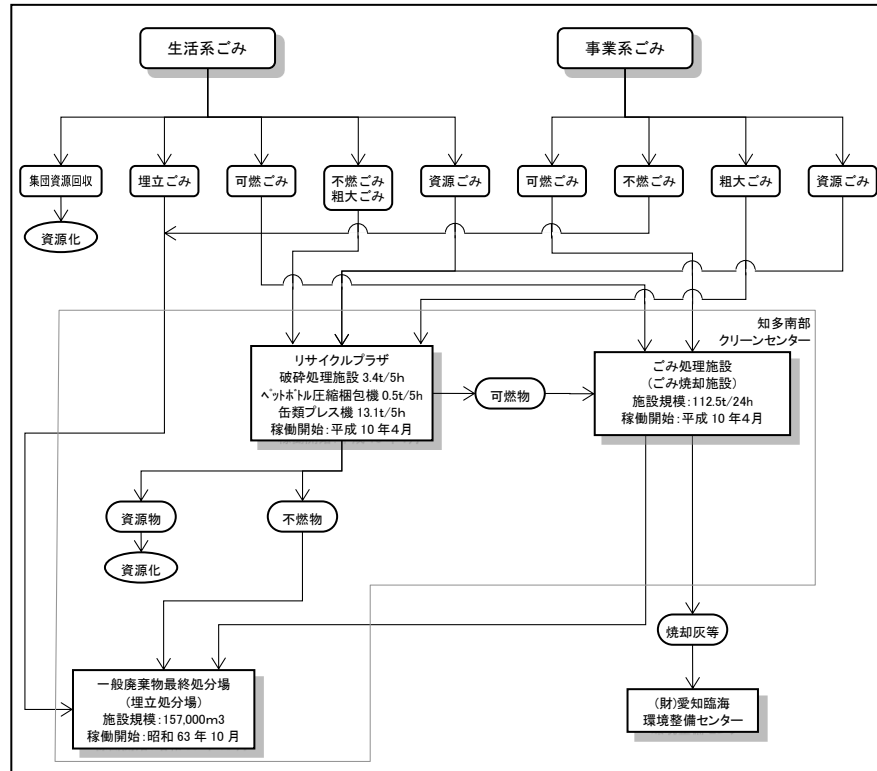
将 来



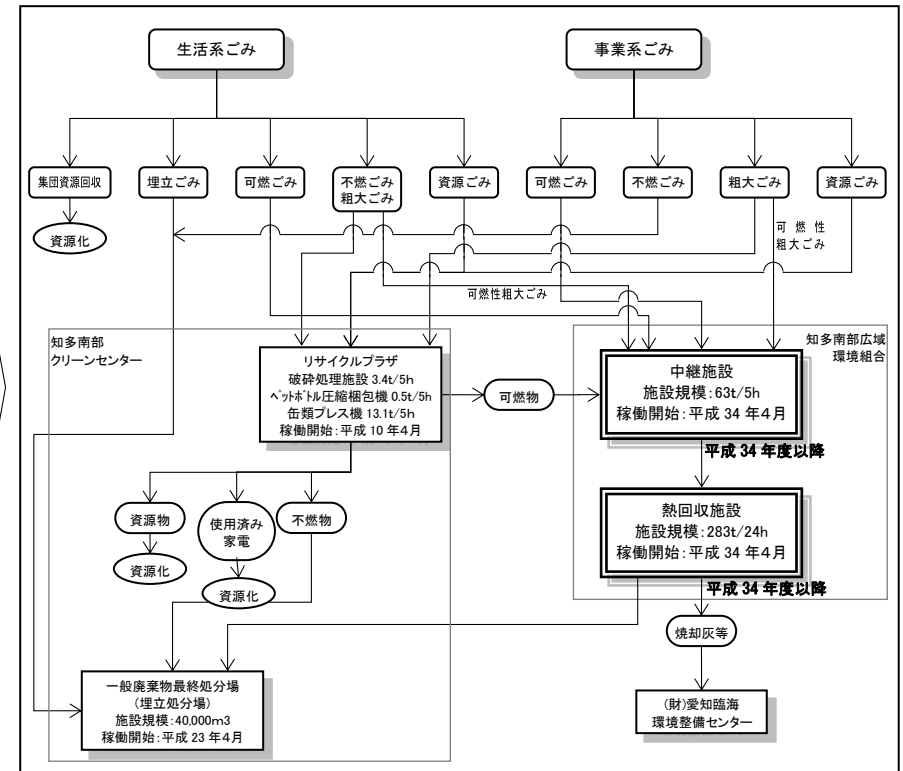
※第三期地域計画に係る事業である。

別添 3－3 知多南部衛生組合（南知多町・美浜町）のごみ処理体制の現状と将来

現 状



将 来



※第三期地域計画に係る事業である。

別添 4 現有施設の概要

別添 4 - 1 ごみ処理施設（焼却施設）

名称	半田市クリーンセンター	クリーンセンター常武	知多南部クリーンセンター
処理対象区域	半田市	常滑市、武豊町	南知多町、美浜町
所在地	半田市乙川末広町 50 番地	知多郡武豊町壱町田 27 番地	知多郡南知多町大字内海字榎木 77 番地の 1
敷地面積	48,623 m ²	22,651 m ²	67,609 m ²
建築面積	2,674 m ²	2,064 m ²	2,265 m ²
処理能力	150 t / 24h (75 t / 24h × 2 炉)	150 t / 24h (75 t / 24h × 2 炉)	112.5 t / 24h (56.25 t / 24h × 2 炉)
処理方式	全連続燃焼式焼却炉	全連続燃焼式焼却炉	全連続燃焼式焼却炉
稼働開始	平成 3 年 3 月	平成 2 年 3 月	平成 10 年 4 月
余熱利用	場外蒸気供給 (温水プール)	場内温水利用	場内温水利用

別添 4 - 2 粗大ごみ処理施設

名称	半田市クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	クリーンセンター常武 (粗大ごみ処理施設)
処理対象区域	半田市	常滑市、武豊町
所在地	半田市乙川末広町 50 番地	知多郡武豊町壱町田 27 番地
敷地面積	48,623 m ²	22,651 m ²
建築面積	1,846 m ²	1,494 m ²
処理能力	50 t / 5h	25 t / 5h
処理方式	縦型高速回転破碎機	横型回転破碎機
稼働開始	昭和 55 年 4 月	平成元年 4 月
名称	知多南部クリーンセンター (リサイクルプラザ)	
処理対象区域	南知多町、美浜町	
所在地	知多郡南知多町大字内海字榎木 77 番地の 1	
敷地面積	67,609 m ²	
建築面積	1,706 m ²	
処理能力	3.4 t / 5h	
処理方式	二軸剪断破碎機、回転破碎機	
稼働開始	平成10年4月	

別添 4—3 廃棄物再生利用施設

名称	半田市資源回収センター	クリーンセンター常武ストックヤード
処理対象区域	半田市	常滑市、武豊町
所在地	半田市乙川末広町 50 番地	知多郡武豊町壱町田 27 番地
敷地面積	48,623 m ² （粗大ごみ処理施設を含む）	22,651 m ² （粗大ごみ処理施設を含む）
建築面積	1,846（粗大ごみ処理施設を含む）	1,494 m ² （粗大ごみ処理施設を含む）
処理能力	スチール缶 3.4 t /5h アルミニウム缶 1.3 t /5h 紙パック（手選別） 空きびん、生きビン（手選別） 計 4.7 t /5h	①カレット・生きびん（手選別） ②あき缶プレス機 8.0 t /5h ③ペットボトル圧縮梱包機 1.5 t /5h 計 9.5 t /5h
稼働開始	平成 7 年 4 月	①平成7年4月 ②③平成7年11月
名称	知多南部クリーンセンター （リサイクルプラザ）	
処理対象区域	南知多町、美浜町	
所在地	知多郡南知多町大字内海字檜木 77 番地の 1	
敷地面積	67,609 m ² （粗大ごみ処理施設を含む）	
建築面積	1,706 m ² （粗大ごみ処理施設を含む）	
処理能力	ペットボトル圧縮梱包機 0.5 t /5h 缶類プレス機 13.1 t /5h 計 13.6 t /5h	
稼働開始	平成10年4月	

別添 4—4 最終処分場

施設名称	半田市一般廃棄物最終処分場	常滑市一般廃棄物最終処分場	武豊町一般廃棄物最終処分場
処分対象区域	半田市	常滑市	武豊町
所在地	半田市西億田町地内	常滑市樽水字奥平地内	武豊町字壱町田地内
敷地面積	22,200 m ²	25,500 m ²	12,647 m ²
埋立面積	13,400 m ²	18,000 m ²	9,400 m ²
埋立容量	106,000m ³ (全体容量)	95,500m ³	65,500m ³
埋立構造	準好気性サンドイッチ工法	準好気性サンドイッチ工法	準好気性サンドイッチ工法
供用開始	平成 21 年 4 月	平成 3 年 4 月	昭和 62 年 4 月
浸出水・処理方式	アルカリ凝集沈殿→生物処理→酸性凝集沈殿→高度処理→消毒	接触ばっき→凝集沈殿→砂ろ過→活性炭吸着→滅菌	生物接触酸化→凝集沈殿→砂ろ過→活性炭吸着→滅菌
施設名称	知多南部衛生組合一般廃棄物最終処分場	篠島不燃物埋立地	日間賀島不燃物埋立地
処分対象区域	南知多町(半島部)、美浜町	南知多町(離島部：篠島)	南知多町(離島部：日間賀島)
所在地	南知多町大字内海字口苔廻間地内	南知多町大字篠島字長浜地先	南知多町大字日間賀島字東側地内
敷地面積	44,000 m ²	3,000 m ²	5,864 m ²
埋立面積	8,500 m ²	2,488 m ²	4,168 m ²
埋立容量	40,000m ³ (全体容量)	18,616m ³ (全体容量)	26,625m ³ (全体容量)
埋立構造	準好気性サンドイッチ工法	サンドイッチ工法	サンドイッチ工法
供用開始	平成 23 年 4 月	昭和 57 年 6 月	平成 6 年 10 月
浸出水・処理方式	カルシウム除去→生物学的脱窒素→凝集沈殿→砂ろ過→活性炭吸着→キレート吸着→消毒	生物接触酸化→凝集沈殿→砂ろ過→活性炭吸着→滅菌	生物接触酸化→凝集沈殿→砂ろ過→活性炭吸着→滅菌

別添 4－5 し尿処理施設

名称	中部知多衛生組合	知多南部衛生センター
処理対象区域	半田市、常滑市、武豊町	南知多町、美浜町
所在地	知多郡武豊町字壱町田 9 0 番地の 1 0	知多郡美浜町大字豊丘字元林 2 0 番地の 3 3
敷地面積	4, 667. 40 m ²	30, 000 m ²
処理能力	220kl/日 生し尿 150kl/日 浄化槽汚泥 70kl/日	76. 9kl/日 生し尿 19kl/日 浄化槽汚泥 57. 9kl/日
処理方式	低希釈二段活性汚泥法+高度処理	高負荷脱窒素処理方式+高度処理
稼働開始	昭和 61 年 2 月	平成 10 年 3 月

様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1（平成 22 年度）

1 地域の概要（【内訳 1】＋【内訳 2】＋【内訳 3】）

(1)地域名	知多南部地域	(2)地域内人口	262, 698人	(3)地域面積	213. 32km ²
(4)構成市町村等名	半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町	(5)地域の要件※	☒ 面積沖縄離島奄美豪雪山村半島過疎その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町 設立年月日：平成22年4月1日設立 設立されていない場合、今後の見通し：				

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位			年度	過去の状況・現状（排出量に対する割合）								目標						
				平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成30年度		
排 出 量	事業系	排出量（トン）	35,168		31,970		33,151		31,882		31,091		30,059		27,780	（直近比-7.6%）		
		1事業所当たりの排出量（トン／事業所）	2.9		2.6		2.5		2.2		2.1		2.1		1.9			
	家庭系	排出量（トン）	76,915		74,231		74,546		74,326		74,175		72,126		65,225	（直近比-9.6%）		
		1人当たりの排出量（kg／人）	273		244		245		246		245		239		195			
	合計	事業系家庭系排出量合計（トン）	112,083		106,201		107,697		106,208		105,266		102,185		93,005	（直近比-9.0%）		
再 生 利 用 量	直接資源化量（トン）		0	（0.0%）	0	（0.0%）	0	（0.0%）	0	（0.0%）	0	（0.0%）	0	（0.0%）	0	（0.0%）		
	総資源化量（トン）		21,059	（17.3%）	25,764	（22.1%）	26,747	（22.7%）	25,859	（22.3%）	25,762	（22.6%）	22,917	（20.7%）	28,392	（27.7%）		
	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）		—		—		—		—		—		—		—			
中間処理による減量化量			減量化量（中間処理前後の差 トン）		82,291	（73.4%）	71,453	（67.3%）	73,168	（67.9%）	72,114	（67.9%）	71,762	（68.2%）	71,409	（69.9%）	64,769	（69.6%）
最 終 処 分 量			埋立最終処分量（トン）（上段は汚泥焼却残渣含む）		—		—		—		—		—		—		9,608	（9.9%）
					（18,633）	（16.6%）	（19,235）	（18.1%）	（17,673）	（16.4%）	（17,834）	（16.8%）	（16,618）	（15.8%）	（16,455）	（16.1%）	（9,241）	

※別添資料として、指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（別添 5）

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
熱回収施設	知多南部広域環境組合						集約のため	ストーカ方式	H34.3	283 t /日	第三期地域計画に係る事業

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（別添 6）

【内 訳 1】

1 地域の概要

(1) 地域名	半田市	(2) 地域内人口	120,052人	(3) 地域面積	47.24km ²
(4) 構成市町村等名	半田市	(5) 地域の要件※	人口面積沖縄離島奄美豪雪山村半島過疎その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：設立（予定）年月日：年月日設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し：なし				

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位			過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目標
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成30年度
排出量	事業系	排出量（トン）	14,062	10,133	11,224	11,541	11,384	10,855	9,858（直近比-9.2%）
		1事業所当たりの排出量（トン／事業所）	2.8	2.0	1.9	1.7	1.6	1.5	1.4
	家庭系	排出量（トン）	32,691	30,963	31,459	31,471	30,924	30,214	27,404（直近比-9.3%）
		1人当たりの排出量（kg／人）	276	243	247	247	239	233	192
	合計	事業系家庭系排出量合計（トン）	46,753	41,096	42,683	43,012	42,308	41,069	37,262（直近比-9.3%）
再生利用量	直接資源化量（トン）		0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）
	総資源化量（トン）		7,657（14.4%）	9,985（20.7%）	11,398（23.0%）	11,889（23.9%）	12,089（25.0%）	11,024（23.5%）	13,106（30.1%）
	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）		—	—	—	—	—	—	—
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）		37,665（80.6%）	28,742（69.9%）	30,672（71.9%）	30,000（69.7%）	29,032（68.6%）	28,762（70.0%）	27,007（72.5%）
最終処分量	埋立最終処分量（トン）		7,955（17.0%）	9,434（23.0%）	7,485（17.5%）	7,781（18.1%）	7,259（17.2%）	7,191（17.5%）	3,411（9.2%）

※別添資料として、指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（別添5）

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
焼却施設	半田市	全連・ストーカ式	有	150t/日	H3.3	H34.3	新炉建設のため	ストーカ方式	H34.3	283 t / 日	第三期地域計画に係る事業
粗大ごみ処理施設	半田市	破碎選別	有	50t/5h	S55.4	継続使用	—	—	—	—	
資源選別施設	半田市	選別・圧縮	有	4.9t/5h	H7.4	継続使用	—	—	—	—	
最終処分場	半田市	準好気性パッド・リッチ工法	有	106,000m ³	H21.4	継続使用	—	—	—	—	

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（別添6）

【内訳2】（【内訳2－1】＋【内訳2－2】）

1 地域の概要

(1) 地域名	常 滑 市 、 武 豊 町 （ 常滑武豊衛生組合）	(2) 地域内人口	98,331人	(3) 地域面積	81.45km ²
(4) 構成市町村等名	常 滑 市 、 武 豊 町	(5) 地域の要件※	人口面積沖縄離島奄美豪雪山村半島過疎その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：設立（予定）年月日：年月日設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し：なし				

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位			過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目標
年度			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成30年度
排出量	事業系	排出量（トン）	12,357	13,082	12,365	11,514	10,182	9,821	9,415（直近比-4.1%）
		1事業所当たりの排出量（トン／事業所）	2.5	2.7	2.5	2.3	2.1	2.1	2.0
	家庭系	排出量（トン）	29,461	28,391	28,894	29,020	29,109	28,320	25,692（直近比-9.3%）
		1人当たりの排出量（kg／人）	272	234	238	240	244	236	192
	合計	事業系家庭系排出量合計（トン）	41,818	41,473	41,259	40,534	39,291	38,141	35,107（直近比-8.0%）
再生利用率	直接資源化量（トン）		0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）
	総資源化量（トン）		8,685（19.8%）	11,071（25.5%）	10,765（25.0%）	9,854（23.3%）	8,752（21.4%）	8,251（20.8%）	9,675（26.3%）
	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）		—	—	—	—	—	—	—
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）		28,841（69.0%）	26,611（64.2%）	26,521（64.3%）	26,490（65.4%）	26,586（67.7%）	25,861（67.8%）	23,499（66.9%）
最終処分量	埋立最終処分量（トン）		6,229（14.9%）	5,675（13.7%）	5,765（14.0%）	5,982（14.8%）	5,647（14.4%）	5,641（14.8%）	3,591（10.2%）

※別添資料として、指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（別添5）

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
焼却施設	常滑武豊衛生組合	全連・ストーカ式	有	150t/日	H2.3	H34.3	新炉建設のため	ストーカ方式	H34.3	283 t / 日	第三期地域計画に係る事業
粗大ごみ処理施設	常滑武豊衛生組合	横型回転破砕	有	25t/5h	H1.4	H34.3	新粗大ごみ処理施設で処理	—	—	—	第三期地域計画に係る事業
ストックヤード	常滑武豊衛生組合	手選別		9.5t/5h	H7.4	継続使用	—	—	—	—	
最終処分場	常滑市	山間埋立・サンドイッチ工法・準好気性埋立	有	95,500m ³	H3.4	継続使用	—	—	—	—	
最終処分場	武豊町	山間埋立・サンドイッチ工法	有	65,500m ³	S62.4	継続使用					

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（別添6）

【内 訳 2 - 1】

1 地域の概要

(1)地域名	常 滑 市	(2)地域内人口	55,814人	(3)地域面積	55.63km ²
(4)構成市町村等名	常 滑 市	(5)地域の要件※	人口面積沖縄離島奄美豪雪山村半島過疎その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：設立（予定）年月日：年月日設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し：なし				

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位		過 去 の 状 況 ・ 現 状（排出量に対する割合）						目標
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成30年度
排 出 量	事業系排出量（トン）	9,058	9,247	9,257	8,552	7,346	6,692	6,480（直近比-3.2%）
	1事業所当たりの排出量（トン／事業所）	2.6	2.6	2.6	2.4	2.2	2.1	2.0
	家庭系排出量（トン）	16,301	16,150	15,939	16,222	16,403	16,241	14,095（直近比-13.2%）
	1人当たりの排出量（kg／人）	270	244	239	243	247	244	192
	合計 事業系家庭系排出量合計（トン）	25,359	25,397	25,196	24,774	23,749	22,933	20,575（直近比-10.3%）
再 生 利 用 量	直接資源化量（トン）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）
	総資源化量（トン）	5,755（21.7%）	6,901（26.0%）	6,814（25.9%）	6,180（23.9%）	5,417（21.8%）	4,925（20.6%）	5,508（25.3%）
	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）	—	—	—	—	—	—	—
中 間 処 理 に よ る 減 量 化 量	減量化量（中間処理前後の差 トン）	17,215（67.9%）	16,357（64.4%）	16,212（64.3%）	16,246（65.6%）	16,049（67.6%）	15,685（68.4%）	14,058（68.3%）
最 終 処 分 量	埋立最終処分量（トン）	3,560（14.0%）	3,239（12.8%）	3,293（13.1%）	3,482（14.1%）	3,350（14.1%）	3,331（14.5%）	2,195（10.7%）

※別添資料として、指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（別添5）

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
焼却施設	常滑武豊衛生組合	全連・ストーカ式	有	150t/日	H2.3	H34.3	新炉建設のため	ストーカ方式	H34.3	283 t /日	第三期地域計画に係る事業
粗大ごみ処理施設	常滑武豊衛生組合	横型回転破砕	有	25t/5h	H1.4	H34.3	新粗大ごみ処理施設で処理	—	—	—	第三期地域計画に係る事業
ストックヤード	常滑武豊衛生組合	手選別		9.5t/5h	H7.4	継続使用	—	—	—	—	
最終処分場	常滑市	山間埋立・サンドイッチ工法・準好気性埋立	有	95,500m ³	H3.4	継続使用	—	—	—	—	

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（別添6）

【内 訳 2 - 2】

1 地域の概要

(1)地域名	武 豊 町	(2)地域内人口	42,517人	(3)地域面積	25.82km ²
(4)構成市町村等名	武 豊 町	(5)地域の要件※	人口面積沖縄離島奄美豪雪山村半島過疎その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：設立（予定）年月日：年月日設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し：なし				

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位			過 去 の 状 況 ・ 現 状 （ 排 出 量 に 対 す る 割 合 ）						目 標
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成30年度
排 出 量	事業系	排出量（トン）	3, 299	3, 835	3, 108	2, 962	2, 836	3, 129	2, 935（直近比-6. 2%）
		1事業所当たりの排出量（トン／事業所）	2. 4	2. 7	2. 2	2. 1	2. 0	2. 2	1. 9
	家庭系	排出量（トン）	13, 160	12, 241	12, 955	12, 798	12, 706	12, 079	11, 597（直近比-4. 0%）
		1人当たりの排出量（kg／人）	275	221	237	237	239	225	194
	合計	事業系家庭系排出量合計（トン）	16, 459	16, 076	16, 063	15, 760	15, 542	15, 208	14, 532（直近比-4. 4%）
再 生 利 用 量	直接資源化量（トン）		0（0. 0%）	0（0. 0%）	0（0. 0%）	0（0. 0%）	0（0. 0%）	0（0. 0%）	0（0. 0%）
	総資源化量（トン）		2, 930（17. 0%）	4, 170（24. 7%）	3, 951（23. 6%）	3, 674（22. 4%）	3, 335（20. 6%）	3, 326（21. 0%）	4, 167（27. 8%）
	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）		—	—	—	—	—	—	—
中 間 処 理 に よ る 減 量 化 量	減量化量（中間処理前後の差 トン）		11, 626（70. 6%）	10, 254（63. 8%）	10, 309（64. 2%）	10, 244（65. 0%）	10, 537（67. 8%）	10, 176（66. 9%）	9, 441（65. 0%）
最 終 処 分 量	埋立最終処分量（トン）		2, 669（16. 2%）	2, 436（15. 2%）	2, 472（15. 4%）	2, 500（15. 9%）	2, 297（14. 8%）	2, 310（15. 2%）	1, 396（9. 6%）

※別添資料として、指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（別添5）

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
焼却施設	常滑武豊衛生組合	全連・ストーカ式	有	150t/日	H2. 3	H34. 3	新炉建設のため	ストーカ方式	H34. 3	283 t /日	第三期地域計画に係る事業
粗大ごみ処理施設	常滑武豊衛生組合	横型回転破砕	有	25t/5h	H1. 4	H34. 3	新粗大ごみ処理施設で処理	—	—	—	第三期地域計画に係る事業
ストックヤード	常滑武豊衛生組合	手選別		9. 5t/5h	H7. 4	継続使用	—	—	—	—	
最終処分場	武豊町	山間埋立・サンドイッチ工法	有	65, 500m ³	S62. 4	継続使用	—	—	—	—	

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（別添6）

【内訳3】（【内訳3－1】＋【内訳3－2】）

1 地域の概要

(1)地域名	南 知 多 町 、 美 浜 町 （ 知多南部衛生組合）	(2)地域内人口	44,315人	(3)地域面積	84.63km ²
(4)構成市町村等名	南 知 多 町 、 美 浜 町	(5)地域の要件※	人口面積沖縄離島奄美豪雪山村半島過疎その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：設立（予定）年月日：年月日設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し：なし				

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位			過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目標
年度			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成30年度
排出量	事業系	排出量（トン）	8,749	8,755	9,562	8,827	9,525	9,383	8,507（直近比-9.3%）
		1事業所当たりの排出量（トン／事業所）	3.5	3.5	3.8	3.3	3.3	3.2	2.9
	家庭系	排出量（トン）	14,763	14,877	14,193	13,835	14,142	13,592	12,129（直近比-10.8%）
		1人当たりの排出量（kg／人）	265	266	254	256	265	260	207
	合計	事業系家庭系排出量合計（トン）	23,512	23,632	23,755	22,662	23,667	22,975	20,636（直近比-10.2%）
再生利用率	直接資源化量（トン）		0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）
	総資源化量（トン）		4,717（18.9%）	4,708（18.9%）	4,584（18.3%）	4,116（17.3%）	4,921（19.9%）	3,642（15.1%）	5,611（25.4%）
	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）		—	—	—	—	—	—	—
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）		15,785（67.1%）	16,100（68.1%）	15,975（67.2%）	15,624（68.9%）	16,144（68.2%）	16,786（73.1%）	14,263（69.1%）
最終処分量	埋立最終処分量（トン）		4,449（18.9%）	4,126（17.5%）	4,423（18.6%）	4,071（18.0%）	3,712（15.7%）	3,623（15.8%）	2,239（10.8%）

※別添資料として、指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（別添5）

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
焼却施設	知多南部衛生組合	全連・ストーカ式	有	112.5t/日	H10.4	H34.3	新炉建設のため	ストーカ方式	H34.3	283 t / 日	第三期地域計画に係る事業
リサイクルプラザ	知多南部衛生組合	破碎選別・再生	有	17t/5h	H10.4	継続使用	—	—	—	—	
最終処分場	知多南部衛生組合	山間埋立・準好気性埋立 サントイッチ工法	有	40,000m ³	H23.4	継続使用	—	—	—	—	
不燃物埋立地	南知多町	サントイッチ工法	有	18,616m ³	S57.6	継続使用	—	—	—	—	
不燃物埋立地	南知多町	サントイッチ工法	有	26,625m ³	H6.10	継続使用	—	—	—	—	

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（別添6）

【内 訳 3 - 1】

1 地域の概要

(1) 地域名	南 知 多 町	(2) 地域内人口	20,726人	(3) 地域面積	38.24km ²
(4) 構成市町村等名	南 知 多 町	(5) 地域の要件※	人口面積沖縄離島奄美豪雪山村半島過疎その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：設立（予定）年月日：年月日設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し：なし				

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位			過 去 の 状 況 ・ 現 状 （ 排 出 量 に 対 す る 割 合 ）						目 標
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成30年度
排 出 量	事業系	排出量（トン）	4,869	4,916	5,290	5,112	5,332	5,225	4,854（直近比-7.1%）
		1事業所当たりの排出量（トン／事業所）	3.2	3.3	3.5	3.3	3.2	3.1	2.7
	家庭系	排出量（トン）	7,485	7,475	7,005	6,707	6,769	6,703	5,447（直近比-18.7%）
		1人当たりの排出量（kg／人）	286	287	267	269	275	276	199
	合計	事業系家庭系排出量合計（トン）	12,354	12,391	12,295	11,819	12,101	11,928	10,301（直近比-13.6%）
再 生 利 用 量	直接資源化量（トン）		0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）
	総資源化量（トン）		2,320（17.7%）	2,312（17.7%）	2,225（17.2%）	1,996（16.1%）	2,381（18.8%）	1,756（14.1%）	2,690（24.2%）
	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）		—	—	—	—	—	—	—
中 間 処 理 に よ る 減 量 化 量	減量化量（中間処理前後の差 トン）		8,619（69.8%）	8,799（71.0%）	8,664（70.5%）	8,506（72.0%）	8,586（71.0%）	8,971（75.2%）	7,425（72.1%）
最 終 処 分 量	埋立最終処分量（トン）		2,176（17.6%）	1,979（16.0%）	2,049（16.7%）	1,920（16.2%）	1,728（14.3%）	1,757（14.7%）	1,010（9.8%）

※別添資料として、指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（別添5）

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
焼却施設	知多南部衛生組合	全連・ストーカ式	有	112.5t/日	H10.4	H34.3	新炉建設のため	ストーカ方式	H34.3	283 t / 日	第三期地域計画に係る事業
リサイクルプラザ	知多南部衛生組合	破碎選別・再生	有	17t/5h	H10.4	—	—	—	—	—	
最終処分場	知多南部衛生組合	山間埋立・準好気性埋立	有	40,000m ³	H23.4	継続使用	—	—	—	—	
不燃物埋立地	南知多町	サトウヰチ工法	有	18,616m ³	S57.6	継続使用	—	—	—	—	
不燃物埋立地	南知多町	サトウヰチ工法	有	26,625m ³	H6.10	継続使用	—	—	—	—	
ストックヤード	南知多町	—	—	—	—	—	資源物の再生利用促進のため	ストックヤード	H32.3	180 m ²	日間賀島第三期地域計画に係る事業
ストックヤード	南知多町	—	—	—	—	—	資源物の再生利用促進のため	ストックヤード	H33.3	180 m ²	篠島第三期地域計画に係る事業

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（別添6）

【内 訳 3 - 2】

1 地域の概要

(1) 地域名	美 浜 町	(2) 地域内人口	23, 589人	(3) 地域面積	46. 39km ²
(4) 構成市町村等名	美 浜 町	(5) 地域の要件※	人口面積沖縄離島奄美豪雪山村半島過疎その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：設立（予定）年月日：年月日設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し：なし				

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位			過 去 の 状 況 ・ 現 状（排出量に対する割合）						目標
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成30年度
排 出 量	事業系	排出量（トン）	3, 880	3, 839	4, 272	3, 715	4, 193	4, 158	3, 653（直近比-12. 1%）
		1事業所当たりの排出量（トン／事業所）	3. 9	3. 9	4. 3	3. 4	3. 4	3. 3	3. 2
	家庭系	排出量（トン）	7, 278	7, 402	7, 188	7, 128	7, 373	6, 889	6, 682（直近比-3. 0%）
		1人当たりの排出量（kg／人）	246	248	242	244	257	246	212
	合計	事業系家庭系排出量合計（トン）	11, 158	11, 241	11, 460	10, 843	11, 566	11, 047	10, 335（直近比-6. 4%）
再 生 利 用 量	直接資源化量（トン）		0（0. 0%）	0（0. 0%）	0（0. 0%）	0（0. 0%）	0（0. 0%）	0（0. 0%）	0（0. 0%）
	総資源化量（トン）		2, 397（20. 3%）	2, 396（20. 2%）	2, 359（19. 6%）	2, 120（18. 6%）	2, 540（21. 0%）	1, 886（16. 3%）	2, 921（26. 6%）
	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）		—	—	—	—	—	—	—
中 間 処 理 に よ る 減 量 化 量	減量化量（中間処理前後の差 トン）		7, 166（64. 2%）	7, 301（64. 9%）	7, 311（63. 8%）	7, 118（65. 6%）	7, 558（65. 3%）	7, 815（70. 7%）	6, 838（66. 2%）
最 終 処 分 量	埋立最終処分量（トン）		2, 273（20. 4%）	2, 147（19. 1%）	2, 374（20. 7%）	2, 151（19. 8%）	1, 984（17. 2%）	1, 866（16. 9%）	1, 229（11. 9%）

※別添資料として、指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（別添5）

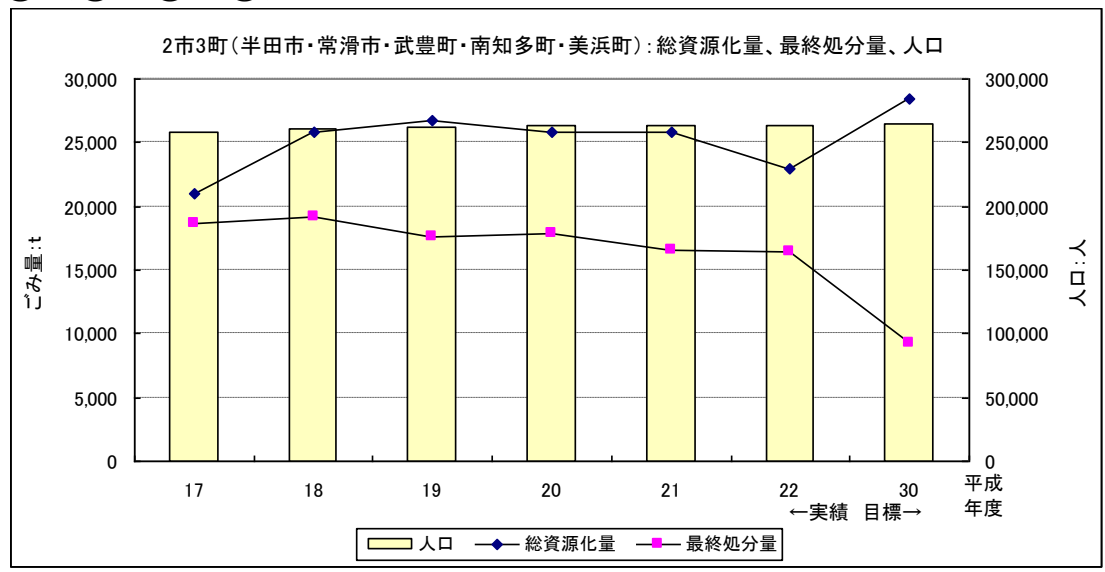
3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
焼却施設	知多南部衛生組合	全連・ストーカ式	有	112. 5t/日	H10. 4	H34. 3	新炉建設のため	ストーカ方式	H34. 3	283 t /日	第三期地域計画に係る事業
リサイクルプラザ	知多南部衛生組合	破碎選別・再生	有	17t/5h	H10. 4	継続使用	—	—	—	—	
最終処分場	知多南部衛生組合	山間埋立・準好気性埋立 サントイッチ工法	有	40, 000m ³	H23. 4	継続使用	—	—	—	—	

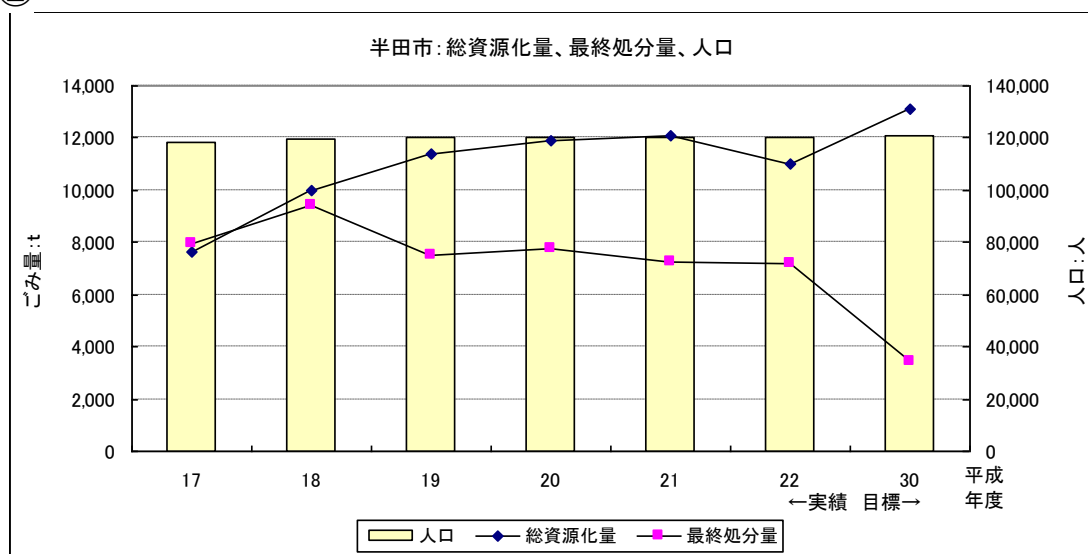
※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（別添6）

別添5指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

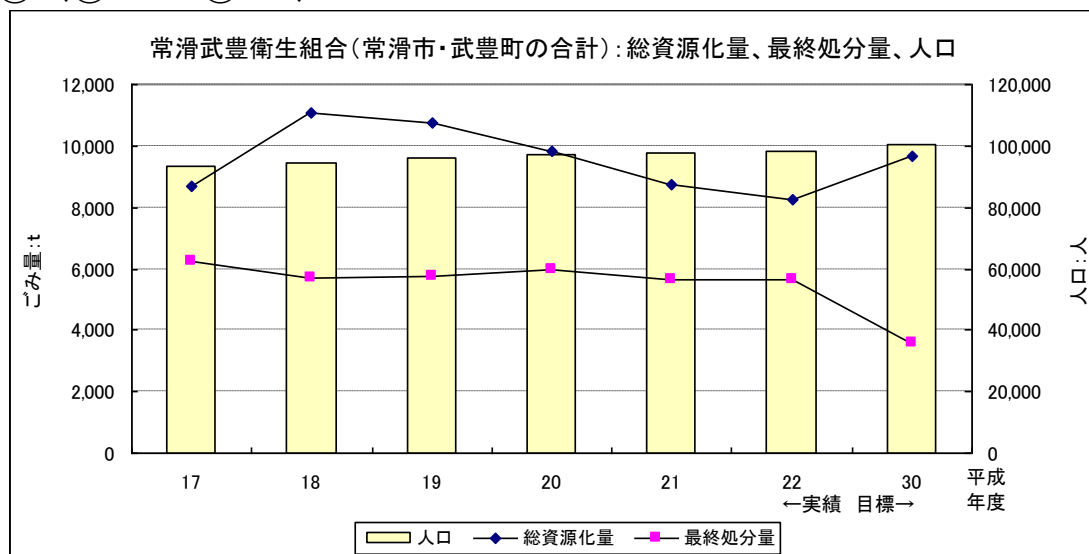
① (②+③+④)



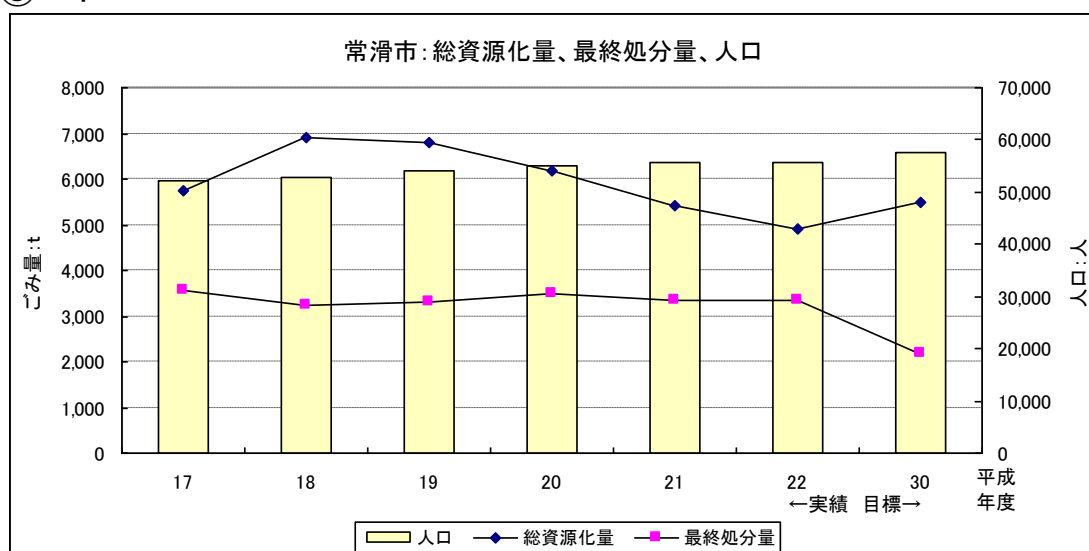
②



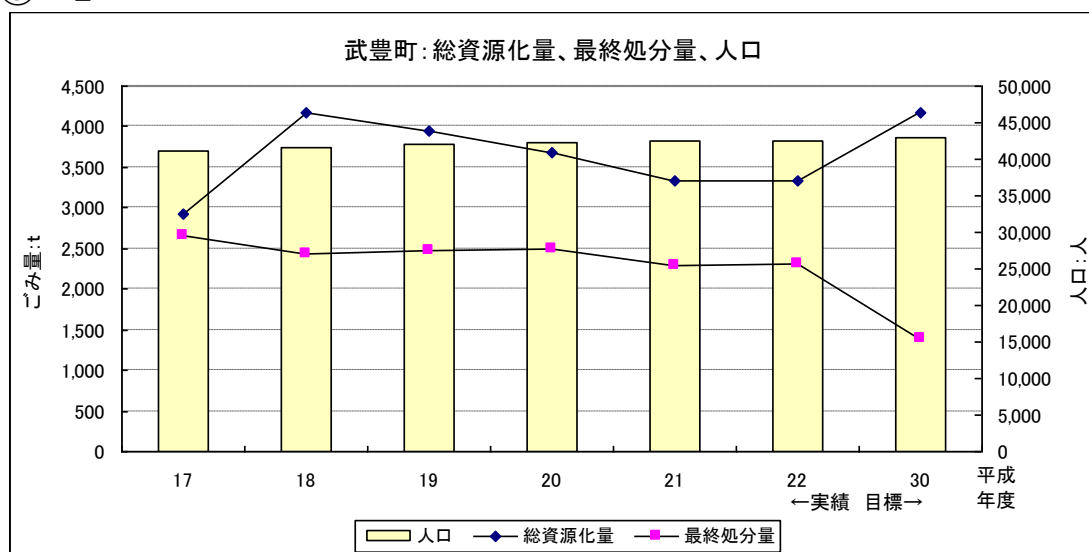
③ (③-1+③-2)



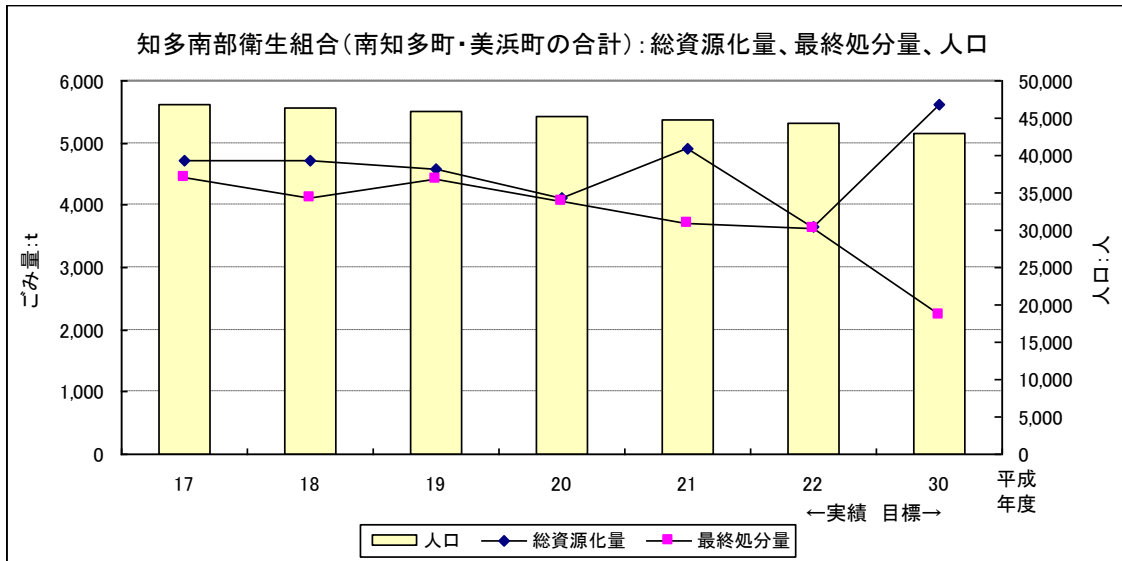
③-1



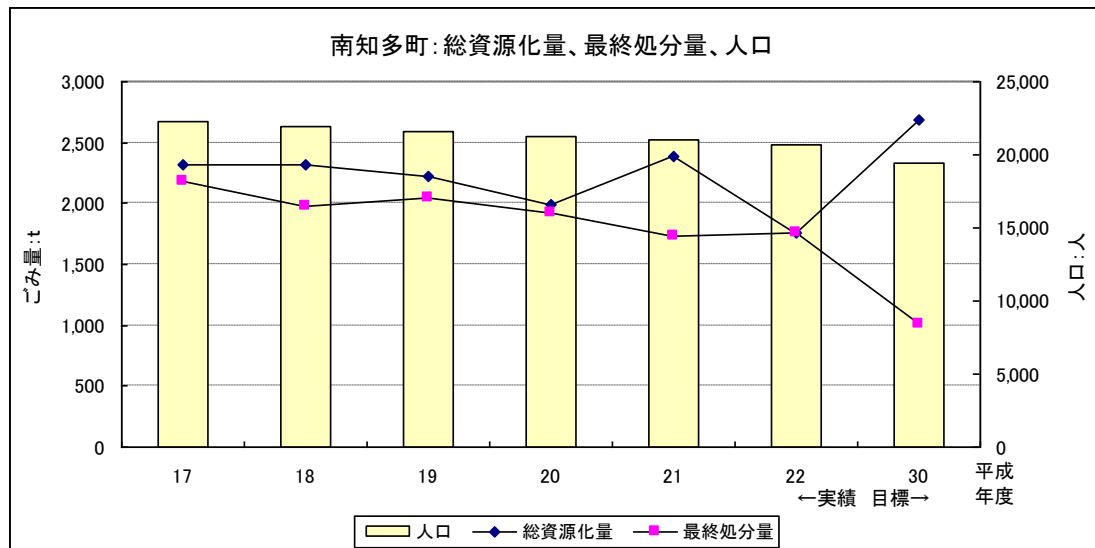
③-2



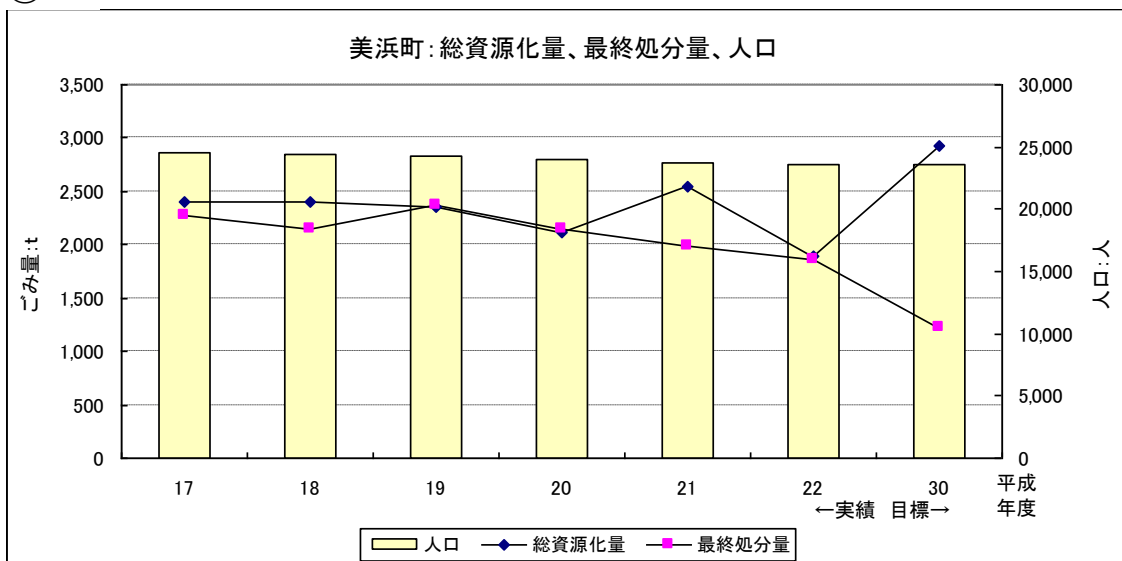
④ (④－1＋④－2)



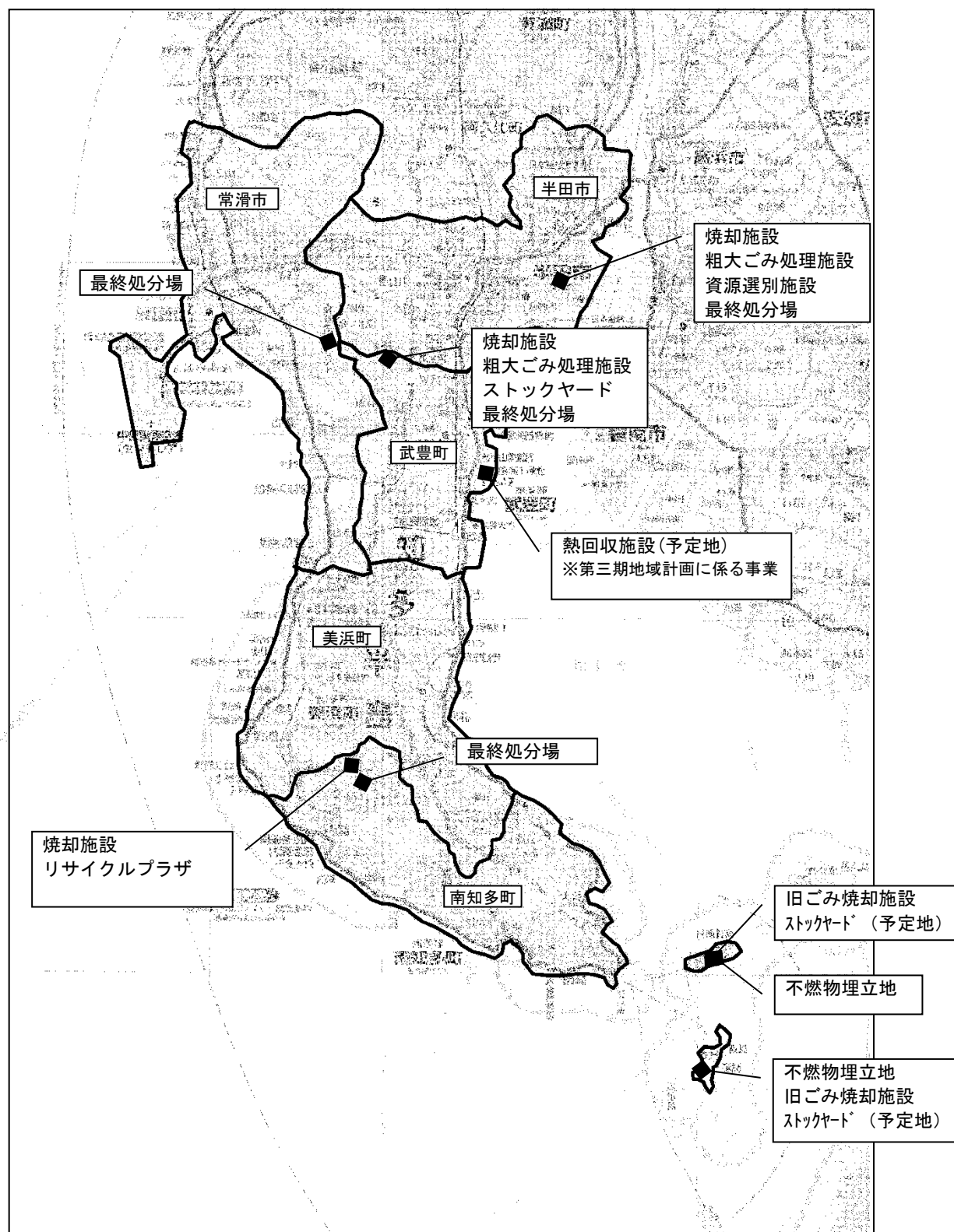
④－1



④－2



別添6 地域内の施設の現況と予定(位置図)



様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2（平成 22 年度）

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規 模	事業期間 交付期間		総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備 考				
				単位	開始	終了		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度		平成 25 年度	平成 26 年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
○施設整備に関する計画 支援に関する事業								156,373		7,581	14,570	96,745	37,477	144,408		6,102	12,228	90,642	35,436	

- ※1 事業番号については、計画本文3（3）表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。
- ※2 広域連合、一部事務組合については、欄外に構成する市町村を注記すること。
- ※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。
- ※4 ※5 は第三期地域計画に係る事業に関する計画支援事業
- ※ 事業費は消費税 8%含む。
- ※ 知多南部広域環境組合構成市町（半田市・常滑市・南知多町・美浜町・武豊町）

様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策 種別	施策 番号 ※ 1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
発生抑制、 再使用の推進に関するもの	11	生活系－発生抑制（リデュース）の促進のための施策	「ごみとなるものを持ち込まない」取り組みの推進 「食べ物をムダにしない（生ごみの発生抑制）」取り組みの推進 「ものを大事にする（長期利用）」取り組みの推進 「ごみをなるべく少なくすることの大切さを実感する」取り組みの推進	2 市 3 町	H25	H29		実施					
	12	事業系－発生抑制の促進のための施策の推進	事業者への指導等を行い、ごみの排出抑制を促す。	2 市 3 町	H25	H29		実施					
	13	生活系－再使用（リユース）の促進のための施策	「使わなくなったものを有効に利用する」取り組みの推進 「使わなくなったものをリフォームする」取り組みの推進 「再度利用できる容器（リターナブルびん等）を使う」取り組みの推進	2 市 3 町	H25	H29		実施					
	14	事業系－再使用（リユース）の促進のための施策	事業者への情報提供等を行い再使用を促す。	2 市 3 町	H25	H29		実施					
	15	生活系－再生利用（リサイクル）の促進のための施策	「ごみの分別・区分を徹底する」ための取り組みの推進 「ごみを資源に変える」ための取り組みの推進 「ごみを再生利用するための施設を整備する」取り組みの推進 「再生資源を積極的に利用する」取り組みの推進	2 市 3 町	H25	H29		実施					
	11a	ごみの有料化	家庭ごみについて、今後、導入について検討を行う。	半田市	H25	H29		検討					
	12a	環境教育	ごみ処理施設見学、こどもエコクラブの研修やパンフレットを使用した環境教育や出前講座を展開する。	半田市	H25	H29		実施					
	13a	普及啓発	市報（広報誌）、ホームページ、ごみ出しパンフレット（全戸配布）で、リサイクル率の向上や分別資源への異物混入防止を図る。	半田市	H25	H29		実施					
	14a	助成	生ごみ堆肥化容器及び処理機の購入者に対して、購入金額の 3 分の 2 を補助助成する。	半田市	H25	H29		実施					
	15a	マイバック 運動・レジ袋対策	買い物客へのマイバック等の使用を促進し、レジ袋削減を図る。	半田市	H25	H29		実施					
	16a	ごみの資源化・減量化	有価物回収の推進、使用済み家電の分別、家具等のリサイクル、ペットボトルキャップの回収等を推進しごみの資源化・減量化を進める。	半田市	H25	H29		実施					
	11b	ごみ減量化、資源化の推進	家庭系ごみの資源化を推進し資源化率 20%を目指す。	常滑市	H25	H29		実施					

施策 種別	施策 番号 ※ 1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画				備考
					開始	終了		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
	12b	ごみ有料化	平成 24 年度中に家庭系可燃ごみの有料化を実施する。	常滑市	H25	H29		実施				
	13b	環境教育	小学校 4 年生・5 年生児童を対象にクラス授業・学年集会を通じてごみ減量化・資源化の内容を周知する。	常滑市	H25	H29		実施				
	14b	普及啓発等	「常滑市ごみ減量化推進計画」に基づき、ごみ減量化・資源化のための P R イベント、キャンペーン活動、啓発活動、地区における説明会、などを実施する。	常滑市	H25	H29		実施				
	15b	助成	生ごみ減容化のために生ごみ減容機器に対し経済的助成を行う。	常滑市	H25	H29		実施				
	16b	資源回収拠点の整備	資源回収ステーションの試行・開設を行う。	常滑市	H25	H29		試行・開設				
	11c	ごみ減量化、資源化の推進	プラスチック製容器包装や紙製容器包装の分別を継続し資源化率の向上を図る。	武豊町	H25	H29		実施				
	12c	ごみ有料化	家庭系一般廃棄物の粗大・不燃・可燃等について順次有料化を検討する。	武豊町	H25	H29		検討				
	13c	環境教育	地域環境団体の支援事業	武豊町	H25	H29		実施				
	14c	マイバツク運動・レジ袋有料化	町内協賛事業者と共にレジ袋の削減に取り組む。	武豊町	H25	H29		実施				
	15c	リユースパーク開催	町イベントに合わせた住民の物々交換の場の提供	武豊町	H25	H29		実施				
	16c	堆肥化事業実施	草・給食残渣の堆肥化を図り減量及び資源化を実施する。	武豊町	H25	H29		実施				
	17c	助成	生ごみ堆肥化容器・処理機購入者に対する補助金助成	武豊町	H25	H29		実施				
	18c	収集体制の変更	リサイクル可能な雑紙の可燃ごみへの混入量の減量を図ると同時に資源化を実施する。	武豊町	H25	H29		検討・研究	試験的实施	本格実施		
	19c	粗大ごみの解体選別資源化事業	地区に出される一部の粗大ごみを民間事業者により分別を実施し、資源回収率の向上を図る。	武豊町	H25	H29		実施				
	20c	不燃物分別委託事業化	地区に出される不燃物を民間事業者により分別を実施し、資源回収率の向上を図る。	武豊町	H25	H29		実施				
	21c	容器包装回収率の向上	プラ・紙製容器包装の分別を継続し、啓発・情報公開により住民の協力を得て資源化率の向上を図る。	武豊町	H25	H29		実施				
	22c	資源回収拠点整備	たけとよエコステーションによる本格的運営及び拠点箇所を追加整備する。	武豊町	H25	H29		追加拠点整備		運営開始		
	23c	使用済み家電分別回収事業	家電リサイクル対象品以外の使用済み家電の回収を実施し、レアメタルを始め金属資源のリサイクルを推進する。	武豊町	H25	H29		実施				
	11d	ごみ減量化、資源化の推進	水切りの徹底や古紙・布類等（廃品）回収を行うことにより減量化の推進を図る。	南知多町	H25	H29		実施				

施策 種別	施策 番号 ※ 1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画				備考	
					開始	終了		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度
	12d	ごみ有料化	家庭系ごみについて、平成 29 年度からの有料化について検討する。	南知多町	H25	H29		検討				実施	
	13d	環境教育	町産業まつりを始めとしたイベント開催時に、「アスパ」を配布したり、パンフレット等を使用した環境教育や小学校などへの出前講座を展開する。	南知多町	H25	H29		実施					
	14d	普及啓発	町広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、ごみの分別方法パンフレット（全戸配布）で、ごみの減量、リサイクル率の向上や分別資源への異物混入防止を図る。	南知多町	H25	H29		実施					
	15d	マイバック 運動・レジ袋対策	買い物の際にマイバック等を持参、使用してもらうことにより、レジ袋の使用を削減し、環境にやさしいまちづくりの推進を図る。	南知多町	H25	H29		実施					
	16d	助成	生ごみ堆肥化容器及び処理機の購入者に対して、購入金額に応じて補助助成をする。	南知多町	H25	H29		実施					
	17d	容器包装の回収	家庭系プラスチック及び紙ごみの分別収集の実施	南知多町	H27	H29		準備・周知		実施			
	18d	水切りの徹底	婦人団体等の集まりの際に、ごみの分別方法などについて、説明・協力依頼をするとともに、水切りネットの無料配布により生ごみの水切りを徹底し減量化の推進を図る。	南知多町	H25	H29		実施					
	19d	生ごみの堆肥化	「アスパ」を役場を中心に配布し、自家処理（堆肥化）を促進するとともに、学校給食センターなどにおいても生ごみの堆肥化（資源・減量化）を図る。	南知多町	H25	H29		実施					
	20d	刈草及び樹木の剪定枝の堆肥化	流木（海岸漂着物）などのチップ化を始め、焼却処分としていた刈草や樹木の剪定枝の堆肥化を図る。	南知多町	H25	H29		実施					
	21d	事業系ごみ資源化の徹底	町内事業者に対しての分別指導を強化、徹底するとともに、公共以外の事業系の刈草や樹木の剪定枝を始め、生ごみの堆肥化による資源化等の推進を図る。	南知多町	H25	H29		実施					
	22d	資源回収団体による回収の促進	町民の資源リサイクルに対する理解と小中学校 P T A や老人クラブなどの回収団体に、さらなる協力を得て、古紙・布類等資源の回収を促進する。	南知多町	H25	H29		実施					
	23d	使用済み家電の分別回収事業	使用済み家電の分別回収を知多南部クリーンセンターで平成 2 7 年度を目途に実施することにより、レアメタルを始め金属資源のリサイクルの推進を図る。	南知多町	H27	H29		準備・周知		実施			

施策 種別	施策 番号 ※ 1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画				備考	
					開始	終了		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度
	24d	食用廃油回収事業の促進	地域婦人会などによる家庭用食用廃油の回収を行うことにより、民間精製事業者によるバイオディーゼル燃料を始め飼料等としての再利用の促進を図る。	南知多町	H25	H29		実施					
	11e	ごみ減量化、資源化の推進	生ごみの水分調整（水切り）の徹底 生ごみの堆肥化の推進 集団資源回収の推進等を行う。	美浜町	H25	H29		実施					
	12e	ごみの有料化	事業系一般廃棄物の処理料金の見直し。 家庭系ごみについて、平成 29 年度からの有料化について検討する。	美浜町	H25	H29		基礎調査、	料金・課金	方法の検討	普及啓発	料金見直し 実施	
	13e	環境教育	町産業まつりを始めとしたイベント開催時に、「EM ぼかし」の配布や、パンフレット等を使用した環境教育などの出前講座を展開する。	美浜町	H25	H29		実施					
	14e	普及啓発	町広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、ごみの分別方法パンフレット（全戸配布）で、ごみの減量、リサイクル率の向上や分別資源への異物混入防止を図る。	美浜町	H25	H29		実施					
	15e	助成	生ごみ堆肥化容器及び電動式生ごみ処理機の購入者に対して、購入金額の 2 分の 1（上限あり）補助助成する。	美浜町	H25	H29		実施					
	16e	マイバック運動・レジ袋対策	事業者、町民団体と町の三者により、平成 22 年 2 月からレジ袋の有料化を開始し、買い物客へのマイバック等の使用を促進し、レジ袋削減を図る。	美浜町	H25	H29		実施					
	17e	容器包装の回収	家庭系プラスチック及び紙ごみの分別収集の実施	美浜町	H27	H29		準備・周知		実施			
	18e	水切りの徹底	婦人団体等の集まりの際に、ごみの分別方法などについて、説明・協力依頼をするとともに、水切りネットの無料配布により生ごみの水切りを徹底し減量化の推進を図る。	美浜町	H25	H29		実施					
	19e	生ごみの堆肥化	「EM ぼかし」を役場を中心に配布し、自家処理（堆肥化）を促進するとともに、学校給食センターなどにおいても生ごみの堆肥化（資源・減量化）を図る。	美浜町	H25	H29		実施					
	20e	刈草及び樹木の剪定枝の堆肥化	流木（海岸漂着物）などのチップ化を始め、焼却処分としていた刈草や樹木の剪定枝の堆肥化を図る。	美浜町	H25	H29		実施					
	21e	事業系ごみ資源化の徹底	町内事業者に対して、事業系一般廃棄物の分別を徹底指導し、資源化の推進を図る。	美浜町	H25	H29		実施					

施策 種別	施策 番号 ※ 1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画				備考	
					開始	終了		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度
	22e	資源回収の促進 及び資源回収団 体による回収の 促進	地域の資源回収に出すこ とのできなかった資源 を、随時クリーンセンタ ーで受け入れる体制を整 備し、資源リサイクルの 推進を図る。 また、集団資源回収とし て、町民の資源リサイク ルに対する理解を深め るとともに、小中学校 P T A や子供会などの回 収団体に、さらなる協力 を得て、古紙・布類等資 源の回収を促進する。	美浜町	H25	H29		実施					
	23e	使用済み家電の 分別回収事業	使用済み家電の分別回 収を知多南部クリーン センターで平成 2 7 年 度を目途に実施するこ とにより、レアメタルを 始め金属資源のリサイ クルの推進を図る。	美浜町	H27	H29		準備・周知		実施			
	24e	食用廃油回収事 業の促進	各地区の協力団体を中 心に家庭用食用廃油の 回収を行うことにより、 民間精製事業者による バイオディーゼル燃料 及び飼料としての再利 用のさらなる促進を図 る。	美浜町	H25	H29		実施					
	25e	再使用の促進	クリーンセンターに持 ち込まれた家具等で、ま だ使用可能なものを展 示販売する「リサイクル フェア」や町主催のフリー マーケットを開催し、 町民へのリユース意識 の啓発を図る。	美浜町	H25	H29		実施					
	22	分別区分の見直 し	家庭系プラスチック及 び紙ごみの分別収集の 実施	南知多 町・美浜 町	H27	H29		準備・周知		実施			
	23	事業者による自 主的な取り組み 体制の整備	事業者自らの責任にお いて、ごみを適正に処理 する責務を周知すると ともに、環境配慮型の事 業展開を検討していく。	2 市 3 町	H25	H29		実施					
関 連 する もの	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—
す る もの	31	熱回収施設整備 事業環境影響評 価調査	愛知県環境影響評価条 例に基づく環境影響評 価	知多南部広 域環境組合	H26	H29	○		実施				※3
	32	熱回収施設整備 事業及び運営維 持管理業務の発 注支援	施設整備計画策定及び 契約発注支援	知多南部広 域環境組合	H27	H29 (H30)	○			実施			※2
	33	熱回収施設整備 事業の測量調査	熱回収施設建設用地の 測量調査	知多南部広 域環境組合	H28	H28	○				実施		※3
	34	熱回収施設整備 事業の地質調査	熱回収施設建設用地の 地質調査	知多南部広 域環境組合	H28	H28	○				実施		※3

施策 種別	施策 番号 ※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画				備考
					開始	終了		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
	35	熱回収施設整備 事業の土壌調査	熱回収施設建設用地の 土壌調査	知多南部広 域環境組合	H28	H28	○				実施	※3
その他	41	特別管理一般廃 棄物、適正処理 困難物に対する 対処	住民に対し周知徹底を 図るとともに、販売店、 メーカーによる円滑な 回収ルート確保に努 めるものとする。	2 市 3 町	H25	H29		実施				
	42	不法投棄対策	監視指導の強化、広報活 動等による不法投棄防 止の啓発	2 市 3 町	H25	H29		実施				
	43	災害時の廃棄物 処理に関する事 項	災害廃棄物処理計画を 策定するなど、地域内及 び周辺地域との連携体 制を構築	2 市 3 町	H25	H29		実施				
	44	計画推進体制の 構築	行政、事業者及び住民が 一体となってそれぞれの 役割を守り、ごみの減 量化計画を推進してい く体制を構築する。	2 市 3 町	H25	H29		実施				
	45	情報の管理	発生・排出から処理・処 分に至るまでのデータ を体系的に整理し、情報 の収集、整理、管理、活 用、公開のシステムを確 立する。	2 市 3 町	H25	H29		実施				

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

※2 第三期地域計画に引き続いて実施する事業

※3 第三期地域計画に関する支援事業

施設概要 (熱回収施設系)

都道府県名愛知県

(1) 事業主体名	知多南部広域環境組合
(2) 施設名称	熱回収施設 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)
(3) 工期	平成30年度～平成33年度
(4) 施設規模	処理能力283 t / 日 (141. 5t/日 × 2炉)
(5) 形式及び処理方式	ストーカ方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 ☒ (発電効率17%) ・ 無 2. 熱回収の有無 ☒ (熱回収率－%) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町の広域ブロックのごみ処理
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 ☐ 無 ☒
(9) スラグの利用計画	
(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率Nm ³ /t 2. 発生ガス量Nm ³ /日
(11) 回収ガスの利用計画	
(12) 事業計画額	工事費 約 15, 253, 700千円 施工監理費 約 187, 153千円 合計 約 15, 440, 853千円

※本計画事業は第三期地域計画に係る事業である。

計画支援概要

都道府県名愛知県

(1) 事業主体名	知多南部広域環境組合				
(2) 事業目的	熱回収施設整備のため				
(3) 事業名称	熱回収施設整備事業環境影響評価調査業務※2	熱回収施設整備事業及び運営維持管理業務の発注支援※2	熱回収施設整備事業の測量調査※1	熱回収施設整備事業の地質調査※1	熱回収施設整備事業の土壌調査※1
(4) 事業期間	平成 26～29 年度 (全体 26～30 年度)	平成 27～29 年度 (全体 27～30 年度)	平成 28 年度	平成 28 年度	平成 28 年度
(5) 事業概要	愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価	施設整備計画策定及び契約発注支援	熱回収施設建設用地の測量調査	熱回収施設建設用地の地質調査	熱回収施設建設用地の土壌調査
(6) 事業計画額	102,848 千円 (全体 110,300 千円)	40,318 千円 (全体 51,839 千円)	1,734 千円	4,509 千円	6,961 千円

※1 第三期地域計画に関する計画支援事業

※2 第三期地域計画に引き続いて実施する事業

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名愛知県

(1) 事業主体名	南知多町	
(2) 施設名称	マテリアルリサイクル推進施設	
	日間賀島ストックヤード施設※	篠島ストックヤード施設※
(3) 工期	平成31年度	平成32年度
(4) 施設規模	180㎡	180㎡
(5) 処理方式	ストックヤード	ストックヤード
(6) 地域計画内の役割	日間賀島における安全で安定的に廃棄物の適正回収ができる島内拠点施設	篠島における安全で安定的に廃棄物の適正回収ができる島内拠点施設
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 ☒ 無
(8) スtock対象物	不燃ごみ・粗大ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、びん、缶	不燃ごみ・粗大ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、びん、缶
(9) 事業計画額	84,300千円	102,600千円

※第三期地域計画に係る事業である。

参考資料様式6

計 画 支 援 概 要

都道府県名 愛知県

(1)事業主体名	南知多町	
(2)事業目的	ストックヤード施設整備のため	
(3)事業名称	日間賀島ストックヤード整備事業 環境調査・設計業務※	篠島ストックヤード整備事業 環境調査・設計業務※
(4)事業期間	平成30年度	平成31年度
(5)事業概要	・環境調査業務 一式 ・設計業務一式	・環境調査業務 一式 ・設計業務一式
(6)事業計画額	24,200 千円	24,200 千円

※第三期地域計画に係る事業である。